

令和 7 年第 3 回 飯塚市議会会議録第 3 号

令和 7 年 6 月 1 8 日（水曜日） 午前 1 0 時 0 0 分開議

○議事日程

日程第 7 日 6 月 1 8 日（水曜日）

第 1 一般質問

○会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（江口 徹）

これより本会議を開きます。昨日に引き続き、一般質問を行います。10 番 田中武春議員に発言を許します。

（緊急地震速報の訓練放送が流れる）

暫時休憩いたします。

午前 1 0 時 0 0 分 休憩

午前 1 0 時 0 1 分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。10 番 田中武春議員。

○10 番（田中武春）

10 番の田中武春といいます。よろしくお願いします。議長の対応に混乱中の本定例議会ではありますけども、私は市民から負託を受けた者として、また、市民の声の代弁者として、通告に従いまして一般質問をしたいというふうに思います。

まず初めに、「小学校での不審者対策について」質問をします。5 月 9 日の新聞で、「小学校 2 人暴れ逮捕」という記事がありました。これは、8 日の午前 1 1 時頃、東京都立川市の市立第三小学校で、20 代と 40 代の男性が教室などで暴れ、取り押さえようとした 30 代から 70 代の教職員ら 5 人がけがをしました。駆けつけた警察官が、暴行容疑で 2 人を現行犯逮捕されたそうです。2 人は無施錠の門と出入口から校舎内に入ったとみられています。

そこでお尋ねしますが、現在、市内の小中学校の出入口等の施錠について、どのような対応を行っているのか、お尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

学校は児童生徒が在校している時間帯においても、様々な業者、保護者、地域住民等の多くの人が出入りされているため、学校敷地に入るための門扉は閉鎖しておりますけれども、施錠はしておりません。また、小中一貫校の一部は交流センターが同一敷地内にあり、多くの市民が利用

されるため、門扉を常時閉鎖することが難しくなっているところでございます。

○議長（江口 徹）

10番 田中武春議員。

○10番（田中武春）

それでは、本市における各学校で作成されていると思いますが、危機管理マニュアルのガイドラインの不審者対策はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

各学校が作成している危機管理マニュアルでは、関係者以外の学校への立入りについてフローチャートを作成し、不審者が侵入した場合の対応として、不審者の隔離、警察への通報等とこどもの安全を守るための暴力抑止の防御策、児童生徒の避難誘導、また、万が一負傷者が発生した場合の応急手当、事後の検証、こどもの心理的ケア、再発防止策の検討について定めております。

このマニュアルの内容は、教職員間で共有し、年に1回、児童生徒も参加し訓練を実施しているところでございます。

○議長（江口 徹）

10番 田中武春議員。

○10番（田中武春）

学校に警察関係者や警備員らが常駐するスクールポリス制度というのがありますけども、この制度は、不審者対策や校内暴力の抑止などを幅広く担う制度でございます。ただ、日本では、教育の現場に警察権力はそぐわないという意見が根強くありまして、学校ではこうした事件が起こるたびに、その必要性を指摘する声上がるが、制度化されるには至っていないのが現状であります。

そこで、不審者対策等を考えれば、こういった警察OB等で組織された一般社団法人の活用も考える必要があるのではないかと思います、教育委員会ではどのようなお考えなのか、お尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

スクールポリス制度は、アメリカや韓国等の海外で導入されておりますが、国内では警察が校内の見回りを行う事例はございません。札幌市、大阪府、富山県では一部の学校で警備会社へ委託し、正門の監視や入校管理を行う学校警備員を配置している事例がございますが、まだ非常に数が少ない状況となっております。

学校警備員の配置は児童生徒の安全確保には有効と思われそうですが、導入事例が少ないことから、費用や効果を含め調査・研究してまいりたいというふうに考えております。

○議長（江口 徹）

10番 田中武春議員。

○10番（田中武春）

それでは、校舎への出入口をどのように制限するのが課題だと思いますけども、来校者に入校証を渡し、不審な言動がないかを確認することが必要というふうに考えますけども、委員会としての考えをお示してください。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

来訪者があった場合、インターホン、または学校玄関で事務職員や用務員が対応し、訪問の目的と所属、氏名等を確認後、入校者名簿に記入の上、首かけ式の入校証を携行して校内に入ってもらえるようにしております。

不審な言動や感情的な言動がある場合、また、凶器になると思われるような物を持っている場合は、学校事務室から職員室に連絡し、複数名で対応することとしております。

対応において暴力的な言動や行動があったり、学校の指示に従わなかったりする場合は、必要に応じて退去してもらふこととなります。退去の指示に従わない場合は、警察へ連絡を行うこととなります。

○議長（江口 徹）

10番 田中武春議員。

○10番（田中武春）

それでは、文科省が実施している学校の安全管理の取組状況調査によりますと、最近の2023年度時点では、不審者侵入防止対策として、玄関にインターホンを設置している学校は60.2%で、防犯カメラを設置している学校は64.6%となっているようですが、本市の学校の現場の実態はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

本市にある25校舎のうち、インターホンは23校舎に設置されており、設置率は92%となっております。

次に、防犯カメラを設置している学校は、小中学校25校舎中7校舎に設置し、設置率は28%となっています。

○議長（江口 徹）

10番 田中武春議員。

○10番（田中武春）

インターホンが92%、防犯カメラが28%となっておりますが、この防犯カメラの28%というのは、ダミーも含めたということで理解してよろしいのでしょうか。ダミーがどのくらいあるか、教えてください。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

今、申しました防犯カメラの28%は、質問議員のおっしゃるとおりダミーカメラのほうも含んでおります。ダミーカメラのほうにつきましては、すみません、私が把握している中では、たしかこの中の1つはダミーカメラということで確認のほうをしております。

○議長（江口 徹）

10番 田中武春議員。

○10番（田中武春）

急に振ってすみません。ダミーカメラも一つの抑止力になると思いますが、何か事件があったときには、やはり証拠が残るように、画像式の本来のカメラが必要ではないかというふうに感じます。

この事件を受けて、本市として各学校に対して不審者対策を具体的にどのように進めていくのか、お示してください。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

学校には保護者や業者、地域の方を含め様々な方がいらっしゃいます。不審者の校内への侵入を防ぐことは重要ですが、明らかに危害を加えると思われる物を持っているような場合を除けば、通常は校内で対応することとなります。

侵入を未然に防止する観点から、水際対策は重要であり、これまでと同様に門扉の閉鎖確認の徹底やインターホンの活用、学校への来訪者に対する、これまで以上に厳しい目線での受付名簿の氏名、用件、内容の確認、入校証の着用に取り組み、校内連携を密にしつつ、安全管理を徹底してまいります。

それでも校内で緊急事態が発生した場合には、児童生徒の安全を確保しながら、被害の拡大を防ぐ取組も同様に重要と考えております。来訪者が暴力的な言動を続けたり、教職員や児童生徒に危害を加えたりするおそれが高いと判断した場合は、危機管理マニュアルに従い、児童生徒の緊急避難や警察への即時通報等の取組を行ってまいります。

○議長（江口 徹）

10番 田中武春議員。

○10番（田中武春）

今回のケースでは、学校と保護者の話合いのもつれが事件につながったとみられていますが、保護者対応は教員の多忙化の要因の一つとも指摘されており、文科省や自治体では、負担軽減の観点から弁護士やカウンセラーなど専門職の積極的な介入を促すなどの対策を強化することとしているようですが、本市の現状はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

地域に開かれた学校と児童生徒の安全確保は対立する要素ではありますが、適切なバランスを保ちつつ、学校の安全を確保する必要があると考えております。

本市では、日常の見守りや定期アンケートにより、児童生徒間のトラブルを早期発見し対応することで、学校と保護者の信頼関係の構築を図るとともに、保護者の悩みや困り感を十分に傾聴し受け止め、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを積極的に活用することとしております。

また、学校のみでの対応が困難な事案につきましては、教育委員会と情報共有の上、本市の法律顧問弁護士に意見を頂くこととしております。

○議長（江口 徹）

10番 田中武春議員。

○10番（田中武春）

立川市の事件後には、福岡県から学校安全確保に関する通知が、たしか5月12日に出ております。持ってきました。福岡県教育庁教育振興部義務教育課長。児童生徒及び教職員の安全確保についてということで、るる書いておりますが、その中で、不審者侵入対策の具体的な方策例として、ここにも書いておりますけども、防犯カメラの設置が示されております。私は、こどもの安全を第一に考え、全ての学校に防犯カメラの設置を、そんなに高い物ではないと思いますが、前向きに考えなければならないと思っていますけども、ぜひ、ここで教育現場出身の武井市長のほうから、お考えを聞きたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

防犯カメラの設置につきましては、文科省のほうから出ております学校への不審者侵入時の危機管理マニュアル、こういった部分につきましても対応策の一つとして上がっているものでございます。

防犯カメラの設置につきましては、財政措置なども必要となりますことから、そういった部分につきましては、教育委員会内部でも、慎重に検討しながら、市長部局のほうとも十分協議を行っていきたいというふうに考えます。

○議長（江口 徹）

10番 田中武春議員。

○10番（田中武春）

現場をよく御存じの武井市長のほうからもお考えがあれば、ぜひ、よろしくお願ひしたいと思っています。

僕もいろいろ小学校の校長先生とも会ったりするんですが、防犯カメラを自分のポケットマネーでつけたという話も聞いております。本当はあまり防犯カメラとかを学校はつけたくないんでしょうけど、やはり、出入口の関係とか、いろいろとつける場所でプライバシーが侵害されるところもありますので、そこは考慮しないといけないと思いますが、防犯カメラの設置についての市長の考え方をよろしくお願ひします。

○議長（江口 徹）

武井市長。

○市長（武井政一）

今、教育部長のほうからのご答弁がありました。本当にそのとおりでございますので、しっかり検討を、今、考えをお持ちという答弁があったと思います。不審者対策、不審者侵入対策について、特に、質問者は防犯カメラの設置ということでの、ご要望を言われておられます。それに向けた課題等もあると思いますので、そういったものを踏まえて、教育委員会のほうで不審者防止対策の充実に向けて、学校がこどもたちの安全確保に万全を期すということは、これは大変大事なことでございます。そういった取組が、今後、進められるものと考えているところでございます。

○議長（江口 徹）

10番 田中武春議員。

○10番（田中武春）

ぜひ、前向きに検討していただくように、よろしくお願ひしたいと思っています。

次に移ります。次は、「一般家庭用ごみ袋の有料公告について」ですけれども、この一般家庭ごみの有料広告については、昨年6月の議会において、ごみ袋の空きスペースや、帯に有料広告を掲載する取組について質問をさせていただきました。本市の家庭ごみ袋は、市内約6万4千世帯が毎日使用する物でありますし、企業としても一定の効果が見込まれるのではないかというふうに思います。

また、有料であれば、本市にも一定の財源確保につながり、一石二鳥の取組ではないかというふうに考えております。先進自治体の情報収集等を行いながら実施に向けた調査・研究を進めるよう要望し、担当部局より、「本市としても自治体による財源確保は重要な事項と考え、今後も調査・研究を進めていきたい」というふうな答弁がございました。

まず、担当部として、この間どのような調査・研究を行ってきたのか、お示ください。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

福岡県内で広告掲載を実施している7自治体に対しまして、掲載状況や掲載することのメリット、懸案事項等について、継続した調査を実施しております。

それと併せまして、本市のごみカレンダーの広告事業者に対して、指定ごみ袋広告掲載についての参加の意向や意見の聞き取りを行っております。

○議長（江口 徹）

10番 田中武春議員。

○10番（田中武春）

他の自治体に対し、実施に向けた問題点や課題等について、昨年度から引き続き調査をしたとのことですが、その調査内容についてお示してください。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

前回の議会答弁と同じになりますが、やはり広告参加企業が少ない、広告料に対し事務に対する費用対効果が見合わないとのことであり、令和7年度に作成するごみ袋より、広告掲載を取りやめる自治体もございますし、募集を行っても掲載企業が集まらず、自治体より掲載をお願いしている自治体もあることを調査において確認しております。

○議長（江口 徹）

10番 田中武春議員。

○10番（田中武春）

それでは、他の自治体では、指定ごみ袋への広告の掲載取扱要領を作成して、目的や広告の範囲、掲載の内容、料金及び期間等を定めておりますが、本市でもこうした要領を内部で協議し進めていく必要があると思いますが、お考えをお示してください。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

市の資産を広告媒体として活用するために飯塚市広報掲載要綱が規定されております。その中で、目的や広告の範囲が定められており、広告媒体の種類、規格、募集方法、価格及び広告掲載位置は各広告媒体ごとに別に定めると規定されております。また、飯塚市広告掲載基準において、規制する業種や事業者、その他記載基準が定められております。

なお、広告掲載を行う場合は、飯塚市広告検査委員会規程第8条第1項に規定する広告審査会に諮問し、その意見を聴かなければならないとされております。指定ごみ袋広告掲載事業を実施することになれば、この基準に基づき要領を策定する運びとなります。

○議長（江口 徹）

10番 田中武春議員。

○10番（田中武春）

ごみ袋の有料広告を既に実施している自治体などは、どのようなスケジュール調整で進めてきたのか、よろしくお願いします。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

各自治体で制定された広告取扱要領及び広告掲載基準により規格、募集方法、価格及び広告掲載位置等を定めた後、広報やホームページで広告掲載企業の公募、入札等を行うため、掲載までに約1年を要すると聞いております。

○議長（江口 徹）

10番 田中武春議員。

○10番（田中武春）

次に、本市のごみカレンダーなどの広告企業については、どのような反応があったのか、お示してください。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

広告企業に伺ったところ、ごみ袋に広告を掲載することに対して、企業によっては捨てられる物に広告を掲載するため、掲載を嫌がる企業もあるとの意見を伺っております。

また、収集カレンダーは市内の世帯に配布され、自宅の見やすい場所、例えば、冷蔵庫に貼る等で目につきやすいとのメリットがありますが、ごみ袋の場合では、帯に掲載しても見ずにすぐに捨ててしまう。ごみ袋に掲載しても、ごみ箱等に入れてしまえば、広告が見えない等のデメリットがございます。

以上の点から、企業を募集しても掲載企業が集まるのかとの懸念から、利益があるのかを加味して判断したいとの意見がございました。

○議長（江口 徹）

１０番 田中武春議員。

○１０番（田中武春）

実施自治体では、先ほど言いました帯に割引券の掲載をしている自治体もあるようですが、本市でそのような広告を掲載することは検討されたのでしょうか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

現在のデジタル化社会の中では、多くの方がスマホ等のインターネット情報により割引等を活用していらっしゃいます。広告企業主が紙媒体の広告手段にメリットを感じず、参加企業がないことや、インターネットを利用しない方に限定的なものになるのではないかと懸念があり、割引券の掲載には至っておりません。

○議長（江口 徹）

１０番 田中武春議員。

○１０番（田中武春）

この事業について、基本的な本市の方向性についてお示してください。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

広告事業については、本市の財源確保のためにも重要な事項であると考えます。指定ごみ袋への広告掲載を実施している自治体を調査した中で、ごみ袋等への広告掲載については、ホームページや市報の広告掲載と異なり、募集しても広告掲載を希望する企業が少ないとの意見や、企業に対し広告の掲載を協力依頼することに苦慮したとの意見も聞いております。

ごみ袋等への広告掲載については、企業側としては、先ほど申し上げましたように、帯に掲載してもすぐに捨ててしまう。ごみ袋に掲載しても、ごみ箱等に入れてしまえば、広告が見えない等のデメリットがございますし、自治体側としては、募集事務や掲載デザインの変更等の事務作業に要する費用対効果について懸念があることから、実施は考えておりません。

なお、帯の有効活用として、市民に向けた啓発等の利用は可能であると考えております。

○議長（江口 徹）

１０番 田中武春議員。

○１０番（田中武春）

そうですね、なかなか条件的に厳しいことがよく分かりました。本市の厳しい財政状況の中で、この財源確保というのは重要な事項であり、その中で自治体広告は、自治体の資産に対し一般企業が掲載することができる広告でありますし、自治体が許可した広告であることから、受ける側も信頼性が高いことがメリットであります。市民に広く認知を促す効果が期待できますし、市内事業者を優先的に掲載することによって、地元の企業の活性化にもつながるというふうに考えま

す。

また、自治体広告は様々な市の資産を広告の媒体として活用することから、昨年6月の議会から引き続き、このごみ袋有料広告について質問をさせていただきましたが、その他の野外の広告等や市の啓発ポスター等についても、有料広告を行うことができれば自主財源としての財政効果が見込まれるのではないかというふうに考えます。

本市としても、今後も財源の確保のために、様々な広告の手段を検討していただくよう要望しまして、この質問を終わりたいというふうに思います。

それでは、次に行きます。「健幸ポイント事業について」ですが、このいづか健幸ポイント事業については、令和2年度から令和6年度の5年間で、国の交付金を活用して実施をしてきたヘルスケアプロジェクト事業の一部であり、現在5300名ほどの参加者がおられますが、事業規模の見直しについて、昨年度で国の交付金が終了となることから、これまでの事業規模での継続が難しくなると考えられます。このことから、本市として令和7年度から、市の直接の持ち出しである一般財源の規模がこれまでと同程度以下になることが明らかになっています。

こうしたことから、ヘルスケアプロジェクト事業の内容を見直していく必要があると思います。が、担当課として具体的な見直しについてお示しください。

○議長（江口 徹）

福祉部長。

○福祉部長（東 剛史）

いづか健幸ポイント事業は令和2年度から令和6年度の5年間、国の交付金を活用して行ってまいりましたヘルスケアプロジェクト事業の一部であり、現在5300名ほどの参加者がいらっしやいます。昨年度で国の交付金の交付期間が終了となったことから、令和7年度からは、市の直接の持ち出しである一般財源の規模がこれまでと同程度以下となるように事業内容を見直しております。

見直しの内容といたしましては、ポイントと商品券等の交換について、これまで年間で最大5千円相当としていた上限を、最大3千円相当に引下げを行います。

また、参加後3年が経過した参加者の方々につきましては、4年目からは、ポイントと商品券との交換は行わず、代わりに抽せんで一定数の方に商品券が当選する仕組みとしたいというふうに考えております。なお、保有するポイント数に応じまして、抽せん口数が増える仕組みとし、歩くことへのモチベーションの低下に配慮したいと考えております。

上限額の変更につきましては令和7年度から、抽せん制度の導入につきましては令和8年度からの変更を予定いたしております。

今後も限られた財源の中ではございますが、市民の運動習慣獲得の手助け、ひいては健康寿命の延伸につながりますよう、この事業を継続してまいりたいというふうに考えております。

○議長（江口 徹）

10番 田中武春議員。

○10番（田中武春）

この見直しの一つとして、商品券の交換を年間で最大5千円から3千円に引き下げるとしているんですけども、この3千円とした根拠は何でしょうか。

○議長（江口 徹）

福祉部長。

○福祉部長（東 剛史）

事業費の見直しを行う上で、商品券との交換を行うインセンティブ部分を縮減することは、経費の削減面から避けることのできない課題でございました。参加者のモチベーションを大きく下げることなく、継続可能な事業規模として、交換可能なポイント上限を3千円とする引下げといたしております。

○議長（江口 徹）

10番 田中武春議員。

○10番（田中武春）

それでは2つ目として、現在、実施している事業の一部であるポイントと商品券等との交換の廃止をし、抽せんで一定の数の方に商品券が当選する仕組みについては、もう少し具体的にどのようなものなのか、お示してください。

○議長（江口 徹）

福祉部長。

○福祉部長（東 剛史）

健幸ポイント事業に参加をして3年は上限を3千ポイントとして商品券等と交換する仕組みを継続する予定でございます。この3年の間に運動、健康づくりに取り組む習慣が身についたものと考え、参加後4年目以降につきましては、商品券との交換対象から除外する考えといたしております。

ただし、歩くことに対するモチベーションをもち続けていただくために、ためたポイントに応じて抽せんに参加できる仕組みを構築したいというふうに考えております。

○議長（江口 徹）

10番 田中武春議員。

○10番（田中武春）

抽せんで一定の方とは、全体の大体何%を見込んでいるのか、お示してください。

○議長（江口 徹）

福祉部長。

○福祉部長（東 剛史）

現在、検討中ではございますが、仮に500名を当選者としますと、参加者数の8～10%程度というふうになります。

○議長（江口 徹）

10番 田中武春議員。

○10番（田中武春）

1割程度なんですね、寂しいな。

3つ目としまして、ポイント数に応じて抽せんの口数が増える仕組みとするようですが、ちょっと私が思うのは、平等性とか透明性の観点から問題はないのかなというふうに思うんです。ポイント数の少ない人は、ずっと当選をしないような環境に追い込まれるのではないかなというふうに考えますが、その点はどうかでしょうか。

○議長（江口 徹）

福祉部長。

○福祉部長（東 剛史）

先ほどの答弁と重複いたしますが、身につけた歩行習慣を継続するモチベーションの維持を目的として、応募口数の増加を導入したいというふうに考えております。

○議長（江口 徹）

10番 田中武春議員。

○10番（田中武春）

分かりました。景品の付与についてですけども、私は全ての人に商品券など何かの景品が当選する仕組みを考えるべきではないかと思うんです。例えば、ポイント数に応じて、4回ぐらいに分けて、必ず4年に1回は当たりますみたいな形で、そうして、この商品券が頂けるような仕組みにするべきではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（江口 徹）

福祉部長。

○福祉部長（東 剛史）

現在、健幸ポイントには5300名を超える方々が参加をされております。事業の対象としております20歳以上の人口に占める参加者割合は5%ほどでございます。

今後も新たな参加者の募集を行い、より多くの方に運動習慣を身につけるきっかけとしてほしいということから、経費の面からも持続可能な事業とするため、抽せんによる仕組みを考えております。

○議長（江口 徹）

10番 田中武春議員。

○10番（田中武春）

分かりました。

令和8年度より実施をしたいとのことですが、この部分、どのように市民に対しまして周知を行っていくつもりなのか、お示してください。

○議長（江口 徹）

福祉部長。

○福祉部長（東 剛史）

ただいまご説明いたしました内容のうち、令和8年度の事業につきましては、来年度予算に計上し事業を行うものでございます。予算議案の可決をいただきました後に、市報やSNSによる広報及び参加者の皆様へは郵送を行うなど、周知に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（江口 徹）

10番 田中武春議員。

○10番（田中武春）

医療費の増加が、今、問題になっている現代ですが、どのようにして市民の健康を維持するかが、各自治体の課題となっています。そこで注目されているのが、この健幸ポイント事業であります。健康で幸せな毎日が続けていただくために、健康づくりを応援するプロジェクト事業というふうに思っています。

運動を行う、私もあまり運動はしませんが、運動を行うきっかけ、あるいは運動を続ける動機づけになることを目的に、日々の歩行や、運動に励もうとする方に対し、ポイントを付与する仕組みとなっている事業です。

昨今、この健幸ポイント事業を導入する自治体が増えた理由は、市民の健康寿命を延ばすためであります。健康に関することに無意識な層や、健康づくりのために何かしたいと考えているが始めるきっかけがなかったという層にアピールする効果が期待されます。

今後も、市民が楽しく歩いて健康づくりにつなげていく取組を推進していただくよう要望しまして、この質問を終わります。

次に行きます。次は、「市営住宅環境の充実について」質問します。市営住宅は、公営住宅法第1条において、「国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。」としています。

本市における市営住宅は、令和7年2月1日現在67団地、4306戸の住宅がありますが、主に昭和40年代後半から50年代にかけて建築されており、大半が耐用年数を超過して、老朽化が進んでいる状況であります。こうした公営住宅の更新時期の集中化は、本市のみならず全国的にも課題とされております。

そこで、本市における中長期的な維持管理計画についてどのように実施していくのか、お尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

質問議員が言われますとおり、本市の市営住宅は１９７０年代に供給された住宅が多く、全体の約６割が耐用年数を超過し老朽化が進んでおります。

そのため、第２次飯塚市総合計画を網羅し、福岡県住生活基本計画及び福岡県地域住宅計画を踏まえ、飯塚市公営住宅等長寿命化計画を策定し、５年ごとに見直しを行い、直近では令和５年に改定し、令和１５年度における管理戸数を３８００戸とし事業を進め、管理戸数の縮減に努めているところでございます。

ご質問の中長期的な維持管理計画につきましては、令和５年度に改定いたしました本計画の中で、令和５年度からの１０年間を計画期間とする長寿命化のための維持管理計画を定めており、耐久性の向上や躯体への影響の低減、維持管理の容易性の向上を観点とする予防保全を進めることとし、緊急性や実態を踏まえ、財政状況を勘案しながら、効果的、効率的な住宅の維持管理に努めているところでございます。

○議長（江口 徹）

１０番 田中武春議員。

○１０番（田中武春）

先ほど答弁があった公営住宅等長寿命計画は平成２４年に策定し、５年ごとに見直しをしながら、このインフラの状況とか配置、利用状況、市の人口の動向並びに財政状況等を踏まえ、団地の建て替え、それから必要管理戸数の予測、外壁補修や設備等の更新などの大規模改修などを１０年単位で実施しているようですが、その計画についてお尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

公営住宅等長寿命化計画につきましては、国の指針により公営住宅の需要に対応できるよう、住宅ストックの適正化と既存施設の長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減と点検等の強化及び予防保全を含めた管理・修繕により更新コストの削減を目的に作成することとされております。

大規模改修の実施につきましては、長年の使用による外壁のひび割れや劣化が進んでいる住宅の外壁補修や水道管、ガス管、電気設備などの老朽化が進んでいる場合の計画的な設備更新の実施、住宅内の共用部分である廊下、階段、エレベーター等の改善対策を行い、入居者にとって快適な住環境を維持していくこととしております。

現計画では８団地（社交金対象事業）を検討対象として、屋上防水や外壁補修等を行う計画がございしますが、緊急性や実態、財政状況を勘案しながら改修に取り組んでいるところでございます。

このことにより、将来的に持続可能な市営住宅環境を整え、入居者のニーズに応じた快適な住宅を提供していくことを目指し、入居者との協働や情報提供を受けながら、大規模改修計画を円滑に進めていきたいと考えております。

○議長（江口 徹）

１０番 田中武春議員。

○１０番（田中武春）

この長寿命化計画では、住宅の更新についても定められておりますが、この更新計画等に沿って、今後、どのような事業を進めていくのか、お示しください。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

市営住宅の老朽化や劣化による不具合等による居住性の低下を未然に防ぐような予防保全的な維持管理が重要であると考えており、策定しております公営住宅等長寿命化計画の達成に向け、日常点検の実施、長寿命化を図る修繕・改善の実施、長寿命化によるライフサイクルコストの縮減を進めていくこととしております。

○議長（江口 徹）

10番 田中武春議員。

○10番（田中武春）

答弁されたように、ライフサイクルコストの縮減の取組は重要であります。このライフサイクルコストとは、製品や施設、設備などの企画・設計段階から、運用・保守、そして最終的な廃棄に至るまでの全期間に発生する総コストのことを指します。

つまり、初期投資だけではなく、使用期間中のランニングコストや廃棄時のコストまでを含めた、文字どおりライフサイクル全体にわたるコストを意味します。このことは経営戦略的な視点からも、コストをいかに抑えるかが重要と考えますので、引き続きその縮減に向けた取組をお願いしたいというふうに思います。

次に、相田団地建替事業を進めていくには、一定の年数が必要と考えますが、市民が住んでいる既存の住宅の維持管理や給排水管などの設備関係の更新など、住宅の環境や機能性向上に向けた各事業の年度計画がありましたらお示ください。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

相田団地建替事業につきましては、1棟目完成予定が令和9年度を見込んでおり、その後に2棟目以降の建設が計画されておりますので、現在、相田団地の入居者の皆様が完全に新相田住宅へ転居するまでには、相当の期間を要するものと考えております。

また、現行の住宅は廃止、除却することとしており、事業完了までの間におきまして政策的に空き家が増加するため、住宅の環境や機能性向上に向けた事業の年度計画につきましては策定しておりませんが、新相田住宅への転居完了までの間は、入居者の生活環境に支障を来さないよう、入居者からの相談を随時お受けしながら、必要な修繕及び設備更新を戸別に実施していくことで、良好な住環境の維持に努めてまいります。

○議長（江口 徹）

10番 田中武春議員。

○10番（田中武春）

老朽化した住宅が多く、市の財政状況も厳しい中で、管理に苦勞されていると思いますが、現に入居者がおられ家賃を徴収している以上、安全で快適な住宅環境を提供することは、これは市としての責務であるというふうに考えます。

管理戸数や保全管理の低減に向け、政策的な住宅の集約事業など、効率的かつ効果的な取組を行い、良好な住宅環境の整備に向けて事業を今後も推進していただくよう要望いたしまして、私からの一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（江口 徹）

暫時休憩いたします。

午前10時49分 休憩

午前10時59分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。８番 藤堂 彰議員に発言を許します。８番 藤堂 彰議員。

○８番（藤堂 彰）

前回の動画を見られた方から、「藤堂君、もう声はいいから、にやにやしないようにね」と言われて、八方塞がりとはこのことかと内省をしております。それではよろしく願いいたします。

平素は行政サービスの維持向上にご尽力いただきありがとうございます。通告に従い質問いたします。今回は「基金の運用について」質問できればと思っております。質問を通して、実務をこうしたほうがいいであったり、含み損が幾らあるからけしからんといった話ではなくて、今や将来の市場リスクなどを鑑みて、アカデミックな運用の考えを共有できればと思っております。その上で本市が取りたい戦略を踏まえながら、質問を進めていきたいというふうに思っております。

まず、結論として私の意見は、地方自治体、飯塚市が基金を運用することはもちろん是というスタンスです。なぜなら、大前提として今日の１００円は明日の、将来の１００円より価値があるからです。１つ目に、投資に回すことができる。２つ目に、インフレリスクの回避。今日の１００円は運用することができて、伴って物価上昇にも対応できることから、現金で寝かせておくより運用したほうが、本市の未来を考えたときにマイナス幅を小さくできる可能性を持っていると考えることができます。ただ、元手は税金ですので、あまりむちゃもできないという側面があります。

まずは基金の運用に関して、地方自治法との関係性をお伺いいたします。

○議長（江口 徹）

行政経営部長。

○行政経営部長（福田憲一）

基金の運用につきましては、地方自治法及び関連する法令・規則に即し、適切に実施しております。具体的には、地方自治法第２４１条に基づき基金の管理・運用を行っており、地方財政法等の規程に従い、安全性、流動性、収益性のバランスを考慮しつつ運用を実施しております。

また、飯塚市債券運用指針に基づきまして適正な管理を行い、必要に応じて地方自治法施行令や財政制度の改正に対応した運用方針の見直しを行っているところでございます。

○議長（江口 徹）

８番 藤堂 彰議員。

○８番（藤堂 彰）

地方自治法第２４１条第４項に「基金の運用から生ずる収益及び基金の管理に要する経費は、それぞれ毎会計年度の歳入歳出予算に計上しなければならない。」、これは運用益は歳入にして使っていいよという文言であることから、多くの自治体が貴重な収入源として運用していると思います。もちろん本市も同様だと存じますが、それでは、本市はどのような視点で基金の運用を行っているのか、お尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

行政経営部長。

○行政経営部長（福田憲一）

まず、基金の運用益を確保し、安定した財政運営を維持することで将来の支出に備えております。また、税金などの変動による影響を抑えながら、公共サービスを継続的に提供するための財源として活用しております。また、金利が上昇局面にあります現在、財政基盤をより強固にするため、安全性を確保しながら収益性の向上を図っており、適切な利回りを確保しつつ持続可能な財政運営を実現することを目指しております。

○議長（江口 徹）

８番 藤堂 彰議員。

○8番（藤堂 彰）

スタンスとしては、運用益の確保を目的として運用されているという点で理解いたしました。その上で、自治体の基金運用においては運用益の確保も重要な要素ではありますが、もう一つ重視する点としては、インフレに対する体制だと思います。将来の財政需要に応え得る実質的な購買力を維持すること、要するに、インフレによる価値の目減りをいかに避けるかという視点だと考えます。

例えば、現在、本市が100億円の基金を保有していたとして、仮に10年間で物価が20%上がっていくとすれば、その実質的な価値は約80億円分に購買力が目減りすると言えます。これはたとえ名目上の元本が維持されていても、将来における公共事業や福祉の支出の実効性が大きく損なわれることを意味いたします。

したがって、今後、運用方針を検討する際には、単に名目上の利回りを追うのではなくて、インフレを考慮した実質運用益に着目する視点が不可欠であると考えます。この点においても、今後の運用方針におけるご認識の一つとして加えていただければと思います。

それでは次に、現在の本市の基金の残高とその運用状況についてお尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

行政経営部長。

○行政経営部長（福田憲一）

令和6年度末における基金総額は約345億円で、そのうち約274億8千万円を一括運用しております。運用に当たっては資金の流動性を確保するため、全体の51%に当たる約140億2千万円を預金として保持し、残りの49%に当たる約134億6千万円を国債で運用しております。

○議長（江口 徹）

8番 藤堂 彰議員。

○8番（藤堂 彰）

一般的な目線で見ると、基金の49%を運用していて、いざというときに大丈夫なのかという見方もできると思いますが、基金ごとの目的に応じてリスク許容度を変えているのか、お尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

行政経営部長。

○行政経営部長（福田憲一）

基金の一括運用は平成19年度、2007年度から実施しておりまして、現在は18本の基金をまとめて運用しております。基金の目的に応じ今後の取り崩し状況を考慮しながら、預金と債券の保有率の見直しを毎年行っているところです。

○議長（江口 徹）

8番 藤堂 彰議員。

○8番（藤堂 彰）

では、49%の中身でございますが、本市は国債を購入しているという答弁でございましたが、その運用の概要をお示してください。

○議長（江口 徹）

行政経営部長。

○行政経営部長（福田憲一）

債券につきましては、本市は利付国債での運用となっておりますが、選択可能な債券としましては、国債、政府保証債、財投機関債、地方債、仕組債がございます。債券を選択する際の判断の優先順位としまして、まず第1に安全性の確保、つまり元本保証。第2に流動性リスクの度合い、つまり現金化の容易さ。第3に収益性の確保、つまり運用による収入額の多寡としておりま

す。

債券の運用期間はおおむね20年以内とし、収益性の評価には最終利回りを用いております。また、原則として債券は満期まで保有する方針でございますが、保有債券の買替えを目的とした期間中の売却は可能としております。

○議長（江口 徹）

8番 藤堂 彰議員。

○8番（藤堂 彰）

地方自治法第241条第2項に、基金は、確実かつ効率的に運用しなければならないとされております。本市は現在20年利付国債を8本保有しておりますが、この超長期国債縛りの運用に対しての見解をお尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

行政経営部長。

○行政経営部長（福田憲一）

本市の一括運用は基金の流動性を全体として確保することで、個別運用よりも効率的に管理できる体制を確立するものであり、「確実かつ効率的に運用」との趣旨に合致するものと考えております。この「確実」につきましては、債券運用指針に従って財産毀損リスクの極小化を図るとともに、不測の事態に備えて必要な流動性を確保することが重要であると認識しております。また次に、「効率的」な運用とは、運用ルールの明確化と経済的に有利な手法の選択により達成できるものと考えております。

○議長（江口 徹）

8番 藤堂 彰議員。

○8番（藤堂 彰）

現在の運用方法に関しては、特に私も異論は全くないという状況でございます。それで現在の状況、世界の状況も併せて、ロシアのウクライナ侵攻に端を発して、30年間デフレだった日本でもコストプッシュ型であります、インフレの局面に来ております。その結果、国債の金利は徐々に上がってきておりますし、消費者物価指数も5月末時点では前年比の3.5%も上がっているという状況でございます。インフレや金利上昇の影響により保有国債には含み損が今は生じている、実質価値が目減りしているという状況にはありますが、それを本市としてはどのように受け止めているのか、お尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

行政経営部長。

○行政経営部長（福田憲一）

飯塚市債券運用指針では、債券価格の変動リスクに対応するため、「概ね20年以内の債券を選定し、原則として満期まで保有する」と定めております。現在、本市は中途売却を想定しておらず、保有する国債の満期構成比は5年超10年以内が31.1%、10年超15年以内が30.1%、15年超20年以内が38.8%となっております。

○議長（江口 徹）

8番 藤堂 彰議員。

○8番（藤堂 彰）

満期の年数で聞きますと流動性がありそうな感じに聞こえますので、よければ現在保有している国債の購入日時を教えてください。

○議長（江口 徹）

行政経営部長。

○行政経営部長（福田憲一）

現在、市が保有しております国債は8本あります。それぞれの購入時期、利率、年間の運用益

についてご説明いたします。

まず、平成26年度、2014年度4月に、第147回20年利付国債を額面5億円、利率1.6%、年間利息額800万円。

次に、第148回20年利付国債を額面15億円、利率1.5%、年間利息額2250万円。

次に、第10回30年利付国債を額面15億円、利率1.1%、年間利息額1650万円。

同年9月に、第149回20年利付国債を額面15億円、利率1.5%、年間利息額2250万円。

平成27年度、2015年度9月に、第152回20年利付国債を額面10億円、利率1.2%、年間利息額1200万円。

第154回20年利付国債を額面43億5千万円、利率1.2%、年間利息額5220万円。

同年10月に、第154回20年利付国債を額面14億6千万円、利率1.2%、年間利息額1752万円。

最後に、令和4年、2022年10月に、第181回20年利付国債を額面15億円、利率0.9%、年間利息額1350万円。

以上、現在保有している国債の概要となります。

○議長（江口 徹）

8番 藤堂 彰議員。

○8番（藤堂 彰）

平成26年と平成27年に約134億6千万円中の約120億円を購入していると。それで、本市は満期まで手放す気はないという方針ですので、運用のおよそ90%近くがこの長期固定で流動性を欠いているという状態とも言えます。

現在、このような金利上昇局面では、固定制が機会損失やリスクの顕在化につながる懸念も否定はできないと考えておりまして、満期まで保有する方向性というのは確認できましたが、不測の事態によって、この全債券の売却が必要になった場合、現在の含み損は幾らなのか、お尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

行政経営部長。

○行政経営部長（福田憲一）

今質問者が言われました、仮に満期前に全ての債券を売却せざるを得ない事態となった場合、令和7年4月30日時点での仮試算でございますが、評価損は約4億1千万円となっております。

○議長（江口 徹）

8番 藤堂 彰議員。

○8番（藤堂 彰）

これを聞いている人に誤解を与えたらあれなんですけど、基本的には売るつもりはないというので、この評価損というのは別に実質としてマイナスがあるというわけではないというのは、動画を見ている方に僕からもお伝えしたいところでありまして、リスクの許容度もちゃんと取れているので、売る可能性も非常に低いというところで、この動画を見ている人にはお伝えしたいというふうに思っております。

その上で報道等にも取り上げられましたが、某自治体において財政状況の悪化を受けて、保有している債券の一部を含み損が出た状態で売却せざるを得なかったという事例もございまして、この背景を私もちょっと聞きに行っただんですけど、基金の7割を突っ込んで運用していたということが一因とされていて、いざというときに現金化しづらい運用構成がリスクとして顕在化したものだと考えております。

そもそもの20年、30年、40年物の超長期国債と言われる債券には、デュレーションと言われる価格変動のリスクが内在しております。要するに、将来得られるキャッシュフローを現

在価値で加味した平均回収年数なので、20年国債であれば大体16年とか17年とかそのぐらいになってくるんですけれども、金利の変動を大きく受けると。その年数が長くなればなるほど大きく受けるというものでございまして、本市において現在保有している債券のデュレーションを、まず、把握されているのかどうか、また、それをリスクの管理上どのように活用されているのか、お尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

行政経営部長。

○行政経営部長（福田憲一）

今、質問者が言われました債券のデュレーションにつきましては、証券会社の資料によって数値等の確認をしておりますが、先ほど来申し上げていますように、私どもは中途売却を想定しておりませんので、特に見解を持ち合わせておりません。

○議長（江口 徹）

8番 藤堂 彰議員。

○8番（藤堂 彰）

私も途中で売る気がなかったら、全く気にしない数字かなと思います。ただ、今後、上昇局面にあるので、ここは気にしていけないといけないところかなというふうにも思っております。

加重平均にはなるんですけれども、間違っていなければ、本市が保有する8本の国債のデュレーションは17.2年でございました。すみません、そこは間違っていなければですね。長くなるんですけど、先月、デュレーションに関して市場の流れにちょっと変化があったので、ご紹介だけさせていただきます。5月20日にアメリカ最大の銀行グループ、JPモルガンのアナリストが次のような懸念を表明しました。「投資家のデュレーションに対する需要は構造的に鈍化しており、財務省や日銀の介入を伴わない価格形成が困難になっている。このままでは格下げや追加の財政措置を伴う超長期債券ショックが続く可能性がある」と。これはつまり、超長期国債を買いたがる投資家が世界的に減少していて、適切な対応を怠れば、この市場が危機に陥りかねないという警鐘だと捉えております。そしてアメリカではFRBの利上げを受けて、2024年末での10年物国債の利回りが4.2%、欧州でもインフレと財政赤字を背景にして、利回りの高止まりが続いているという状況でございます。

日本でも先月異例の金利の急騰が起きまして、特に本市が購入している20年物の国債において——、ちょっと待ってください。

○議長（江口 徹）

暫時休憩いたします。

午前11時20分 休憩

午前11時22分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。8番 藤堂 彰議員。

○8番（藤堂 彰）

大変申し訳ございませんでした。途中からになりますが、日本でも金利の急騰が起こっておりまして、特に20年物の国債の入札において落札率が2.5倍、これは2012年以来の低水準にとどまっており、利回りは2.55%と、2000年以降最高まで上昇いたしました。30年債は3.14%、40年債も3.6%と、いずれも過去最高水準を記録しています。これは過去に保有した超長期債の評価額に大きな下落圧力がかかっており、本市が保有する20年利付国債などにも含み損がさらに拡大している可能性は示唆できます。

つまり、国債市場の価格形成が需給のバランスによる健全な状態から逸脱をして、もはや日銀や財務省といった公的機関が介入しなければ成立しないほど、市場は厳しい状態にあると考えられます。

このような中で、私たち地方自治体の保有している国債についても、リスクを取っていないつもりで実は取っていたという構造が課題として顕在化してくるのではないかと考えておりまして、市場が大きく動く局面において、金利変動に柔軟に対応できる運用体制の再構築が、今後必要になってくるだろうと考えているわけであります。

そこでお尋ねいたしますが、本市における債券の購入判断、どのような意思決定のプロセスが行われているのか、また、こうした金利環境の変化を踏まえて、運用の見直しについてどのようにお考えか、お示してください。

○議長（江口 徹）

行政経営部長。

○行政経営部長（福田憲一）

まず、債券の購入の意思決定につきましてですが、公金の安全かつ効率的な管理を目的としまして、債券の購入・売却については「飯塚市公金管理運用会議」にて協議を行っております。協議は債券運用方針に基づき行われ、市長の決裁を経まして最終的な意思決定がなされます。さらに、飯塚市資金管理並びに運用基準に基づきまして、指名競争入札を実施しております。

○議長（江口 徹）

8番 藤堂 彰議員。

○8番（藤堂 彰）

私も拝見させていただきまして、きちんと決められていて、時の権力者が何かいきなり買ったり、みたいなのはできないシステムにちゃんとなっていて安心しております。

それで本市として、他市の状況ではどのような分散投資をしているのか、調査などは実施しているのか、お尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

行政経営部長。

○行政経営部長（福田憲一）

他市の分散投資につきましては直接の調査は行っておりませんが、証券会社による独自調査の資料は保有しております。

○議長（江口 徹）

8番 藤堂 彰議員。

○8番（藤堂 彰）

次に、運用のルールと運用状況の市民への公表状況についてはどうなっているのか、お尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

行政経営部長。

○行政経営部長（福田憲一）

債券運用指針及び公金管理運用会議要綱は公表しておりませんが、債券の運用状況につきましては、決算成果説明書を通じて基金残高及び運用状況の概要を公開しております。

○議長（江口 徹）

8番 藤堂 彰議員。

○8番（藤堂 彰）

本市の債券は国債のみで運用されており、より有用な運用もあるかと考えられますが、運用益の確保の観点から、多様な運用方法の検討は今後可能かどうか、お尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

行政経営部長。

○行政経営部長（福田憲一）

本市では、現在、国債のみで債券運用を行っておりますが、一般的に預金よりも国債のほうが運用益が大きいことから、現行の方針には一定の合理性があると考えております。

今後の運用につきましては、金利動向を適切に把握しつつ、安全性の確保及び流動性リスクの低さを前提として、より収益性の高い債券の運用も含めて検討したいと考えております。併せまして、債券の種類や運用期間、保有方針などを定めた債券運用指針の改正も視野に入れながら、運用益の最大化に努めてまいりたいと考えております。

○議長（江口 徹）

8番 藤堂 彰議員。

○8番（藤堂 彰）

現状のように、超長期国債縛りの運用スタイルは、インフレや金利上昇といった将来の変動に柔軟に対応できないという側面がございまして、そこで、今後の再投資に向けた具体的な運用方法として、債券に関しては換金のしやすさを示す流動性の視点は重要ですので、例えば、短期国債を中心に買い直してロールオーバーして運用することで、金利の変動への柔軟な対応が可能となりますし、複数年の年限で分散するやり方であったり、短期と長期を分けて安定性と機動性を両立させるやり方であったりが考えられますが、本市は令和14年度以降に償還を迎える国債の再運用において、分散構成の見直しは検討されているのか、お尋ねをいたします。

○議長（江口 徹）

行政経営部長。

○行政経営部長（福田憲一）

債券運用においては、換金のしやすさを示す流動性の視点も重要であると認識しております。今後、償還を迎える国債の再運用につきましては、現時点で具体的な方針を決定する段階ではありませんが、将来的な財政状況や市場動向を総合的に考慮しながら、適切な分散構成の在り方を慎重に検討していく必要があると考えております。

また、運用の安全性と収益性のバランスを維持しつつ、財政リスクの軽減を図るため、資産構成の柔軟性を確保することも重要となります。現状では国債を中心に運用しておりますが、今後の財政状況や経済情勢などを見極め、必要な対応を検討してまいります。

○議長（江口 徹）

8番 藤堂 彰議員。

○8番（藤堂 彰）

最後に、信用リスクの低さや金利水準の観点から判断いたしますと、基本的に国債での運用というのは妥当であって問題ないものと考えております。また、安全性、流動性、収益性の3要素に関しても、関係法令に照らし合わせても国債での運用は適法かつ適切な方針と考えております。

本市は現在、基金の運用は国債で行って、安全性という観点では特に問題ないと認識をしており、一方で、流動性については一定の課題があると私は捉えておりまして、国債には短期、中期、長期、超長期と複数選択肢がありますけれども、20年の利付国債を8本、全て満期保有を前提にしていることから、平成26年、27年ぐらいから令和17年のこの20年間の換金性は事実上するつもりはないにしてもゼロに等しいと。134億円中の120億円がそこに集中しているという現状だと、全体として流動性がちょっと低い状態にあると捉えております。

次に収益性の観点ですが、超長期国債であることから、購入当時の金利水準というのは高いほうだと思います。ほかの機関の国債に比べては、有用な利回りが得られている可能性はもちろんございます。ただ、この運用割合が極端に偏っているので、金利が上昇し新しい好条件の国債を買おうとした際に、その機会を逃すというリスクは考えられます。そして、適度に流動性が確保できていれば、金利変動に応じた再投資が可能になりまして、結果として本市の投資スタンスで

ある収益性の確保の向上にもつながると考えておりますし、その可能性があると思います。

序盤で申し上げましたとおり、基金の運用自体はもちろん是でありまして、特に安全性の高い国債の運用は妥当な判断であると再度申し上げます。しかしながら、現状の長期国債の8本の運用では極めて流動性が低く、加えて短期国債と比較した場合に、デュレーションの観点からもインフレリスクへの脆弱性が懸念されます。

したがって、他自治体の事例等も参考にしながら、国債の保有年限の構成を見直すであったり、より柔軟性のあるポートフォリオへの転換が、今後必要になってくるのではないかと意見、要望させていただきます。将来の金利動向やインフレリスクを見据えた上で、安全性を確保しつつも、流動性と収益性のバランスを両立できる運用体制への緩やかな見直しをご検討のほどよろしく申し上げて、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（江口 徹）

次に、24番 金子加代議員に発言を許します。24番 金子加代議員。

○24番（金子加代）

今回は、1番目、「こども基本法に基づいた児童クラブのあり方について」、そして2番目、「こどもへの性暴力防止について」質問いたします。

2023年4月1日からこども基本法が施行されました。この法律は、1989年に子どもの権利条約が国連で採択され、日本は1994年に批准し、196の地域が締結する世界で最も広まった人権条約に基づいていると言われています。この法律の基本理念として、全てのこどもについて個人として尊重されることを、基本的人権が保障されることを、差別的取扱いを受けることがないようにすることが掲げられています。その中で、本市はこども計画を策定されております。その中に、放課後児童クラブの利用の割合について述べられており、低学年は58.3%、高学年は33.8%という高い利用率が示されております。児童クラブの充実が大変望まれていることがよく分かります。そこで、放課後児童クラブについて質問いたします。同僚議員が昨日質問されておりましたが、別の視点で質問したいと考えております。国は、放課後児童クラブ運営指針の改正を示しました。その要点についてお示してください。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

令和7年1月29日に放課後児童クラブ運営指針の改正が行われております。今回の改正の主なポイントは5点ございます。

1点目は、「こどもの権利の擁護と尊重」です。児童クラブの運営が、児童福祉法、児童の権利に関する条約の理念に基づいて行われることが改めて明記され、こどもが気持ちや意見を表現できるような体制の整備や、職員がこどもの権利について理解を深めるための研修の必要性が強調されております。

2点目が、「多様性対応とインクルーシブな支援」となります。障がいのあるこどもや、多国籍文化的背景を持つこども、LGBTQなど、多様な価値観の下で育ったこどもたちへの配慮が追加されるとともに、支援に当たっては、外部の支援ネットワークや関係機関との連携が推奨されております。

3点目は、「安全対策と災害時の備え」になります。安全計画の策定が義務化され、災害時のBCP（業務継続計画）が努力義務となり、送迎時事故防止等、具体的な場面を想定した対応が求められております。

4点目は、「ICT活用と保護者との連携」です。これまでのお迎え時の対話に加え、ICT機器を活用した出欠管理や日々の記録の共有が推奨されております。

最後に5点目として、「食事提供における配慮」となります。おやつや昼食の提供は栄養補給の機会であると同時に、こどもの理解につながるコミュニケーションの場と位置づけ、支援の質

向上を図ることが示されております。

○議長（江口 徹）

24番 金子加代議員。

○24番（金子加代）

今回の改正のポイントは、「こどもの権利の擁護と尊重」、「多様性対応とインクルーシブな支援」、「安全対策と災害時の備え」、「ICT活用と保護者との連携」、そして「食事提供における配慮」、この5点だということが分かりました。

では、放課後児童クラブ運営指針において、児童クラブの役割はどのように示されていますでしょうか。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

改正運営指針には放課後児童健全育成事業の役割として、「児童福祉法及びこども基本法並びに児童の権利に関する条約の理念に基づき、こどもの最善の利益を優先して考慮し、育成支援を推進すること」、そして、「小学校に就学しているこどもの保護者が、労働等により昼間家庭にいないものに、放課後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、こどもの状況や発達段階を踏まえながら、その健全な育成を図ること」。また、「学校や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、保護者と連携して育成支援を行うとともに、その家庭の子育てを支援する役割を担うこと」と示されております。

○議長（江口 徹）

24番 金子加代議員。

○24番（金子加代）

この放課後児童クラブの役割等の改正点というか、しっかりと書かれたことは、こども基本法がしっかりと明記されているということ、そして今までと同様に、この施設は働いている保護者等のこどもに適切な遊びや生活の場、そして、健全な育成を図ることを目的にやっているということが明記されているということだと思います。遊びはこどもにとって大変重要で、児童クラブにおけるその役割は必須だとも言えます。では、この放課後児童クラブ運営指針解説書には、児童クラブにおける遊びについてどのように示されているのでしょうか。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

放課後児童クラブ運営指針解説書、「第2章 事業の対象となるこどもの発達」の「4. 児童期の遊びと発達」では、「こどもにとって遊びとは最も自主的で真剣な活動」、また「こどもは遊びの中で自らの知恵や技能を思う存分発揮することが可能」、また「遊びはどんな相手とも平等に交わることが保障された活動」、「遊びは総合的活動であり、こどもは遊びの中で様々なことを学習し、遊びを通して運動能力や社会性、創造性等々を発達させる」、また「遊びは、こどもにとって認識や感情、主体性等の諸能力が統合化される他に代えがたい不可欠な活動」というふうに示されております。

○議長（江口 徹）

24番 金子加代議員。

○24番（金子加代）

私たち大人は、つい遊びというものを低く見てしまうようなところがあるのではないかと思います。私自身この解説書を読んで、この重要性を改めて感じました。

では、飯塚市には児童クラブ活動を柱とした放課後児童の支援ビジョンについてというものが、平成29年に策定されております。その中には、国の方針や、今後のこどもの支援の在り方の変

化に柔軟に対応しつつ、適時改訂を行うというふうに述べられております。今回5つの改正が要点として上げられましたが、それを踏まえ、どのように改訂するおつもりなのか、お尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

「児童クラブ活動を柱とした放課後児童の支援ビジョン」は、平成29年の策定以降児童クラブにおけるこどもたちの活動の基本的な考え方となっており、これまで実施してまいりました取組はこどもたちの成長に貢献してきたと認識しておりますが、取組内容に慣例化や固定化が見られます。今回の運営指針改正を受け、ビジョンに記載する取組にこどもたちの意見を反映していく方法も改訂を検討してまいりたいというふうに思います。また、児童クラブで現在実施している取組には、改正の5つの要点に示されている内容と合致するものもございしますが、検証の上、ビジョンに方針を掲載すべきものと環境整備で対応すべきものを明確化していきたいというふうに考えております。

○議長（江口 徹）

24番 金子加代議員。

○24番（金子加代）

ビジョンについての改正については、環境整備で対応できるものとビジョンに方針を掲載すべきものと明確に分けて考えたいということだと思いますが、ぜひ、早急な改訂をしていただきたいと思います。というのも、このビジョンは令和6年3月に3度目の改訂をされ、計画期間が令和8年度までとなっておりますので、早急に改訂していただくよう、よろしくお願いいたします。

また、飯塚市の放課後児童クラブにおける遊びの定義はどのように示されていますでしょうか。また、遊びの意義についてはどのように認識されているのか、お示してください。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

本市の支援ビジョンには、遊びの定義を明記してはおりませんが支援員の見守りの下、児童クラブで行う協働活動プログラムや、自由時間にこどもたちが主体的に行う活動を遊びとして整理し記載しております。ビジョンにおける遊びの意義としては、仲間への思いやり、実体験を通じた主体性、心と体の耐性、基本的生活習慣の育成につながるものと認識しております。

○議長（江口 徹）

24番 金子加代議員。

○24番（金子加代）

国の遊びの認識と本市の支援ビジョンで示されている遊びの定義というか、意義については、なかなか異なるのではないかと思います。整理して改訂する必要があるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

質問議員が言われますとおり、運営指針と本市の支援ビジョンでの遊びの意義は、同じ捉え方とはなっていません。国の運営指針の改定内容も踏まえ、遊びの意義については、市の支援ビジョン内容の改訂と併せて、今後検討してまいりたいというふうに考えます。

○議長（江口 徹）

24番 金子加代議員。

○24番（金子加代）

ぜひお願いいたします。この支援ビジョンをよく読ませていただきますと、遊びを通じた生きる力とか遊びを通じた学び、あるいは学びとバランスというような言葉が出てきます。ということは、もともと国が示すものは、遊びと生活、そして健全育成支援というところですが、飯塚市のこの放課後児童クラブは、学びという言葉はかなり使っているというところでも、私はそもそもの考え方も違っているのではないかと思いますので、その整備もよろしくお願いいたします。

では、児童クラブは現在、NPO法人飯塚市青少年健全育成会連絡協議会に委託されておりますが、その経緯についてお尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

平成18年の1市4町合併前の運営体制は、直営、業務委託と様々であったため、合併後の運営内容の平準化に向けて調整を行い、市内全域で統一した方針で放課後児童健全育成事業を実施するため、その当時、旧飯塚市の児童クラブ運営を委託しておりました飯塚市地区青少年健全育成会連絡協議会と協議し、平成18年度に体制整備を行い、指定管理期間が平成22年度までとなっていた筑穂地区を除く旧1市3町の地区について、平成19年度から委託することとしたものでございます。平成21年度の青少年健全育成会連絡協議会のNPO法人化以降も委託を継続し、平成23年度からは市内全ての児童クラブ運営を委託している状況でございます。

○議長（江口 徹）

24番 金子加代議員。

○24番（金子加代）

現在の飯塚市の放課後児童クラブの運営委託に関しては、合併が元となり、平成19年度からは、筑穂地区を除く旧1市3町の地区において飯塚市地区青少年健全育成会連絡協議会に委託され、その後、平成23年度から筑穂地区も含む全てのところで、児童クラブの運営を委託されているという認識でいいですね。合併からですので、かなり長い間、委託されていると思います。

では、この国の放課後児童クラブ運営指針では、改正前から、運営主体は運営内容について自己評価を行い、その結果を公表するように努める、いわゆる努力義務とありますが、自己評価、そして公表されていたのか、お尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

委託先のNPOでは、毎年度、目標と取組内容、運営実績等の振り返りを法人の総会時に報告しておりますが、公表はしておりません。教育委員会では、毎年度、事務事業評価を実施し、成果と課題について検証しているところでございます。

○議長（江口 徹）

24番 金子加代議員。

○24番（金子加代）

この運営委託の主体は、総会時において、目標、取組内容、運営実績等の振り返りは報告している。しかし、公表していない。これが報告を自己評価としているというふうに捉えるのかと思いますが、教育委員会は、事務事業評価を行っているということですが、では、市はどのように、現在、児童クラブの運営について評価していますか。また、その課題は何だとお考えでしょうか。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

まず、現在の委託状況の評価でございますが、待機児童なしの運営、地域との連携支援体制の

構築、保護者との良好な関係の構築、三世代触れ合い交流会の開催など、児童クラブの円滑な運営にご尽力いただいております。

課題といたしましては支援員の確保、支援員の高齢化、利用児童数増加と支援や配慮を必要とする児童の増加に伴う支援員の肉体的、心理的な負担の軽減だというふうに考えているところでございます。

○議長（江口 徹）

24番 金子加代議員。

○24番（金子加代）

放課後児童クラブの評価は分かりました。また、放課後児童クラブの支援員の数、そして利用する児童の数、支援員の肉体的、心理的な負担という課題があるというお答えですが、私はその課題以外に、こどものための運営、こどもの権利を保障するという支援が乏しいという課題があるのではないかとというふうに考えますが、それについてはいかががお考えでしょうか。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

これまで本市では、放課後の安全・安心な居場所の整備を重視し、児童クラブを運営してまいりましたが、今回の改正指針の内容と照らし合わせて振り返りますと、こどもが児童クラブでの過ごし方に望むこと、疑問などを聞き取って運営に反映することが不十分だったのではないかとというふうに考えております。

○議長（江口 徹）

24番 金子加代議員。

○24番（金子加代）

では、この児童クラブを利用するこどもたちに、過ごし方についてアンケートなど聞き取り調査を行ったことがありますでしょうか。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

利用児童へのアンケート調査は現在まで実施しておりませんが、昨年度から全ての児童クラブで、「なんでもそうだんばこ」を設置し、児童が気になること、こうしてほしいと思うことを自由に投函できるようにしております。また、支援員から積極的な声かけを行うとともに、定期的に主任支援員による個別面談を行っているところでございます。

○議長（江口 徹）

24番 金子加代議員。

○24番（金子加代）

合併から、ずっとこの団体に委託されていたということが分かりました。先ほどの質問からですね。そしてさらには、利用児童のアンケートについては、現在まで実施していないというのは、正直、大変残念というか、私としては驚いたことです。長年にわたってこの事実が明らかになっていなかったのかどうかよく分かりませんが、それが取れていないということは、どれだけ、やはり当事者を中心に考えていないかという表れだというふうに思いますし、運営主体にも責任があるし、なにより委託した市の責任ではないのかなというふうに私は考えます。

また、ようやく昨年度から全ての児童クラブに「なんでもそうだんばこ」を置いたというようなことですが、まだまだ足りないのではないかとというふうに思います。こども基本法で言われているこの基本的施策の中に、施策に対するこどもや子育て当事者の意見の反映というのがしっかり書かれております。ぜひ、こどもの意見の聴取とかをすることが必要なのではないかとというふうに考えますが、いかががお考えでしょうか。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

アンケート調査の実施はこれまでも検討していたところでございます。今回の運営指針改正の趣旨を踏まえ、児童クラブでの過ごし方などについて、こどもたちの意見を把握するとともに、児童クラブの運営への保護者のご意見も頂くため、年に複数回アンケート調査を実施したいというふうに考えております。調査方法についてはプライバシー保護や小学校低学年児童でも理解ができる内容などに配慮した回答方法とし、現在、環境整備を行っているところでございます。

○議長（江口 徹）

24番 金子加代議員。

○24番（金子加代）

アンケート調査はこれまで検討していたということだけど実際にやっていないということは、本当に残念なことです。こどもたちは、3時ぐらいから、長い子では3時間から4時間ぐらいはそこで過ごす大切な時間です。どんなふうな気持ちでこどもたちがいるのか、しっかり把握していただきたいと思います。飯塚市はこども計画の基本理念が「みんなでつくる すべてのこどもが笑顔で暮らせるまち いいづか」となっております。先ほど58%の低学年のこども、そして30%の高学年のこどもたちが利用する、多くのこどもたちが利用する児童クラブの実態があります。ぜひこどもたちの意見をしっかり聞いて、児童クラブを利用しているこどもたちが意見表明をできる、しっかりとした体制をつくっていただきますよう要望して、この質問は終わらせていただきます。

○議長（江口 徹）

暫時休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。午前中に引き続き、24番 金子加代議員に発言を許します。

24番 金子加代議員。

○24番（金子加代）

では、午前中に引き続き、2つ目の質問をさせていただきます。2つ目の質問は、「こどもへの性暴力防止について」ということで質問をさせていただきます。

性犯罪、性暴力は被害者の尊厳を著しく踏みにじる許されない行為です。ましてやこどもへの性暴力は言語道断です。私は、令和5年6月の定例会で、性に関する意識の改革のための制度や施策について質問いたしました。性暴力については、社会全体で取り組まなければならない大変重大な問題と考えております。今回は、こどもに焦点を当て、本市におけるこどもの状況について質問させていただきます。

まず、本市におけるこどもへの性暴力の現状について、どのように認識していらっしゃるのか、お尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

こども未来部長。

○こども未来部長（林 利恵）

こどもへの性暴力につきましては、家庭内で発生するものと家庭以外で発生するものに分けて答弁をさせていただきます。

まず家庭内で発生するものにつきましては、児童虐待に関する状況の報告において報告をさせていただいております児童虐待相談のうち、性的虐待が該当いたします。令和4年度から令和6年度までの3年間の推移について申し上げますと、令和4年度、3世帯、相談件数延べ30件、令和5年度、6世帯、相談件数延べ39件、令和6年度、7世帯、相談件数延べ46件と若干増加傾向にあると認識しております。

次に、家庭以外で発生するものにつきましては、事件性があるものとなり、児童相談所や警察が対応する案件となりますので、その具体的な件数等の状況は把握しておりませんが、国の状況につきまして、警察庁が公表したものがございますのでそちらでお答えさせていただきます。警察庁の公表によりますと、こどもが被害者となった犯罪のうち、性暴力によるものにつきましては、令和5年が3703件、令和6年が5073件となっており、1370件の増となっております。

○議長（江口 徹）

24番 金子加代議員。

○24番（金子加代）

家庭内と家庭以外での現状について報告をいただきました。本市の家庭内での性的虐待及び全国の家外での性暴力はどちらも増加しているという大変苦しい状況だと思っております。国は、平成29年に110年ぶりに性犯罪規定を改正しております。110年前から続いていた強姦罪の名称が強制性交等罪というふうになり、女性だけではなく、男性を含め、全ての性が被害者として扱われるようになりました。つまり、女性だけではなく、女性が圧倒的に数が多いと言われておりますが、男性もが被害に遭うということを想定される法律に変わったということです。昨今、性に関する情報がSNS等で本当にあふれている。そういう状況の中で、こどもや若い人たち、性別に関係なく、性的搾取を受けている現状があるということがはっきりと分かりました。

そのような中、令和6年にこども性暴力防止法が公布されています。その目的についてお尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

こども未来部長。

○こども未来部長（林 利恵）

「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」、いわゆる「こども性暴力防止法」につきましては、令和6年6月に公布された法律で、こどもに対する性犯罪がこどもの心身に生涯にわたって回復し難い重大な影響を与えることを踏まえて、こどもに対する性犯罪の防止を目的として定められております。

○議長（江口 徹）

24番 金子加代議員。

○24番（金子加代）

こども性暴力防止法の対象となるのは、児童等に対して、教育、保育等の役務を提供する事業を行う立場にある学校設置者等及び認定を受けた民間保育等事業者となっておりますが、対象となる施設は具体的にはどのようなものがあるのか、お尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

こども未来部長。

○こども未来部長（林 利恵）

市が所管しております施設につきましては、公立の保育所や認定こども園などの保育施設、小中学校、放課後児童健全育成事業を実施している児童センターや児童館などが挙げられます。また、民間教育保育等事業者も対象となりますので、市が運営指導を行っております認可保育所などにつきましても、市が指導を行っていくものと考えております。

○議長（江口 徹）

24番 金子加代委員。

○24番（金子加代）

こども性暴力防止法によって、教員等及び教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止等の措置を講じることが義務づけられることになりますが、その内容はどのようなものなのか、お尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

こども未来部長。

○こども未来部長（林 利恵）

こども性暴力防止法において義務づけられている措置の内容につきましては、大きく分けて「安全確保措置」と「情報管理措置等」の2つが規定されております。

1つ目の安全確保措置につきましては、日頃から講ずべき措置として、児童等との面談や面談を行いやすくするための相談体制等の整備が義務づけられております。また、被害が疑われる場合の措置として、調査や被害児童の保護、支援が義務づけられております。さらには、教員等の研修や、対象となる性犯罪前科の有無の確認が義務づけられているところでございます。

2つ目の情報管理措置等につきましては、犯罪事実確認書等の適切な管理や利用制限、情報の秘密保持などについて義務づけられております。

○議長（江口 徹）

24番 金子加代議員。

○24番（金子加代）

こども性暴力防止法で義務づけられている措置は分かりました。この法律の施行期限は令和8年12月25日で、現在、国が施行に向けて準備をしているところだと考えております。本市は虐待について飯塚の子どもをみんなで守る条例があり、人事配置や児童相談所や医療関係者との連携でしっかりと取組がなされていると思っております。今回のこども性暴力防止法の被害対象者がこどもだということで、それぞれの施設ごとに、法律や制度が違う面があると考えております。では、まず保育施設における措置の具体的な取組の状況はどのようなになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

こども未来部長。

○こども未来部長（林 利恵）

安全確保措置につきましては、既に児童等との面談や面談を行いやすくするための相談体制などは構築できているものと認識しております。

また、被害が疑われる場合の調査や被害児童の保護、支援につきましても、これまでも児童虐待に関する通告等をこども家庭センターと連携して行っておりましたノウハウを生かしながら、対応できる体制が構築できているものと認識しております。

教員等への研修や、対象となる性犯罪前科の有無の確認につきましては、児童へのわいせつ行為などで保育士資格を取り消されたものの記録をデータベースで管理する「保育士特定登録取消者管理システム（日本版DBS）」と言われているものですが、2024年4月1日より本格的に運用されており、特定登録取消者の氏名や、保育士の登録の取消しの事由、行った児童生徒性暴力等に関する情報などについての情報を保育士の雇用を行う前に把握できるようになっております。

情報管理措置等につきましては、犯罪事実確認書などの適切な管理や利用制限、情報の秘密保持などについて適切に実施されているものと認識しております。また、これらの取組については、私立の認可保育施設についても同様の取組が実施されているものと考えております。

また、本市では、こども自身に対する教育の取組、啓発について、こどもの被害を未然に防ぐ

取組を強化しなければならないとの認識の下で、先進地視察を行い、保育現場の実際の声を参考に事業を検討いたしまして、令和6年度からこどもの権利擁護啓発事業を実施しているところでございます。

公立の保育施設につきましては、これらの取組により、こども自身の人権意識を高めるとともに、職員の研修も実施しておりますが、事業の効果検証を踏まえた上で、今後は、私立の保育施設や小学校、中学校などに対する取組についても検討していかなければならないと考えているところでございます。

○議長（江口 徹）

24番 金子加代議員。

○24番（金子加代）

保育所にてこどもの権利擁護啓発事業を、公立の保育所にて実施できていることは本当に評価できることだと思っております。ぜひ答弁にございましたように私立保育施設、また、小中学校にも行っていただきたいと思いますと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

先ほど申しましたように、この法律の施行期限は令和8年12月25日となっております、国が示している施行に向けたスケジュールでは、ガイドライン、事業者への周知方法もまだまだできていないのではないかと考えております。そんな状況の中で、安全措置や情報管理措置、また私立保育施設に関して適切に実施できていると言われることに関しては、いささか疑問が残るところではございます。いずれにしても、具体的に取り組んでいかなければならないところだと思っております。特に未就学児については性暴力を受けても、それが性暴力だと認識できず、事実が確認できず、大人になってしまう。大人になってトラウマになってしまうということも問題と言われております。未就学児から包括的な性教育を視野に入れて取り組んでいただけたらと要望しておきます。

では、小中学校における取組はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

小中学校での取組といたしましては、児童生徒の教育、啓発の観点から、児童生徒の年齢層に応じた性暴力対策啓発冊子や、こどもの虐待防止に関する児童生徒、保護者向けリーフレットを配布しております。また、令和5年度から小学校高学年、中学生を対象に、福岡県性暴力アドバイザー派遣事業を活用し、令和5年度は小学校12校、令和6年度は中学校9校で授業を実施しております。なお今年度は小学校19校全校で実施予定となっております。

対策の観点からは、教育委員会が作成した「教職員のための虐待防止ガイドライン」に基づく早期発見の徹底を図り、福岡県教育委員会が令和7年3月に作成した「学校における性暴力事案対応マニュアル」及び各学校で毎年作成している「危機管理マニュアル」に基づいた対応が取れるように、年度初めに全ての教職員で内容を共有しております。

○議長（江口 徹）

24番 金子加代議員。

○24番（金子加代）

福岡県では、例を見ないこの取組がなされております。「性暴力根絶条例」が福岡県にあるからだというふうに言われております。それにより、具体的に実施できている面もあると思いますが、最近では、SNS等の性暴力も、実際にあるというふうに聞いております。では、児童クラブにおける取組はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

児童クラブにおいては、学校でも配布している虐待相談に関するチラシをポスターとして全ての施設に掲示し、児童に身近な大人にいつでも、どんなことでも相談していいことを伝えるとともに、自分を守るために知っている人でも二人きりにならないように定期的に注意喚起をしております。併せて、支援員による児童の見守りを強化し、こどもの様子や発言に留意し、困り事があるような場合は即座に声掛けやヒアリングを行うとともに、児童の訴えの早期発見と困り事などの把握のために、定期的に主任支援員による個別面談を実施しております。また、全ての支援員を対象として、性暴力防止対策、性的虐待や児童との適切な接し方に関する研修会を継続して実施しているところでございます。

○議長（江口 徹）

24番 金子加代議員。

○24番（金子加代）

児童クラブに関しましては、午前中に少しお話をしました「児童クラブ運営指針」においても、新設の項目として、「性暴力防止のため、こどもの発達段階に応じた啓発を行うこと。放課後児童支援員等からこどもへの性暴力及びこども間での性暴力が発生した際に適切かつ迅速に対応できるような体制を構築する。」とあります。しっかりとした体制が求められております。こどもが安心して児童クラブで過ごせるよう、体制を整えていただくよう要望します。

何よりこどもは被害者にならない、0歳から18歳、20歳までの若者が被害者にならない、また、加害者にもしないという視点で、関係部局が連携を取り、横断的な対応をしていくべきだと考えますが、そういった取組についてどのように考えているのか、お尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

こども未来部長。

○こども未来部長（林 利恵）

こどもに関する相談につきましては、こども家庭課が所管しております「こども家庭センター」において相談対応に当たっており、こども未来部だけではなく、部局を越えて情報を共有しながら対応に当たっているところでございます。

こどもの性暴力防止に向けた取組につきましても、これまでと同様に、関係部局と連携を取り、こども家庭庁から本年4月に示された横断的指針や、今後国から示されることとされている各種法令やガイドラインなど、国の動向を注視しながら対応に当たっていきたいと考えております。

また繰り返しになりますが、現在実施しておりますこどもの権利擁護啓発事業を推進することで、こども自身の人権意識の向上と、保育・教育事業に従事する職員の人権意識の向上を全市的に推進していかなければならないと考えているところでございます。

○議長（江口 徹）

24番 金子加代議員。

○24番（金子加代）

こども性暴力防止法施行まで1年以上あります。しかし、その間でもこどもが被害に決して遭わないよう、しっかりと連携して取り組んでいただけたらと思っております。飯塚市では、残念ながら3児童の死亡事件がありました。性暴力ではないにしても、同じ暴力に遭ったこどもたちがいたということをしっかりと肝に銘じて取り組んでいただきたいと思います。以上で質問を終わります。

○議長（江口 徹）

次に、14番 石川華子議員に発言を許します。14番 石川華子議員。

○14番（石川華子）

石川華子です。どうぞよろしくお願いいたします。今回は、「こども・若者の居場所について」と「保育施設の入所について」お尋ねします。通告に従いまして一般質問いたします。

令和5年12月22日に「こどもの居場所づくりに関する指針」が閣議決定されました。この

指針は、こども・若者の声を聴き、こども・若者の視点に立った居場所づくりを推進していくための政策上の根拠となるものであり、指針に示されている内容を基に、全国でこども・若者の居場所づくりを推進していくこととされていますが、この指針で示されているこどもの居場所づくりを進めるに当たっての基本的な視点についてお聞かせください。

○議長（江口 徹）

こども未来部長。

○こども未来部長（林 利恵）

国の指針において示されているこどもの居場所づくりを進めるに当たっての基本的な視点は4つございます。

まず、1つ目は、多様なこどもの居場所がつくられるように「ふやす」こと。2つ目は、こどもが居場所につながるように「つなぐ」こと。3つ目は、こどもにとってよりよい居場所となるように「みがく」こと。4つ目は、こどもの居場所づくりを検証するために「ふりかえる」こととなっております。

また、各視点に共通する事項といたしましては、こどもの声を聴き、こどもの視点に立ち、こどもと共につくっていくことや、こどもの権利擁護、官民の連携・協働などが挙げられております。

本市におきましては、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とする「飯塚市こども計画」を策定する際に、こどもの生活実態調査やこども・若者意識調査などを実施し、居場所に関するニーズの把握に努めるとともに、計画に示しております各施策の中で、こどもの居場所づくりの推進についての方向性を示しているところでございます。

○議長（江口 徹）

14番 石川華子議員。

○14番（石川華子）

こどもや若者の居場所について、本市においてどのような場所が提供されているのか、成長過程別の状況をお尋ねします。

○議長（江口 徹）

こども未来部長。

○こども未来部長（林 利恵）

幼児期までのこどもを対象とした施設といたしましては、親子で利用することを想定して、街なか子育てひろばや穂波、筑穂、庄内、颯田の4つの地区に子育て支援センターを設置しております。

学童期の児童を対象とした施設といたしましては、児童センターが設置されております。

思春期、青年期のこども・若者に対しましては、限定した施設の設置はございませんが、各地区の交流センターや図書館等において学習できるスペースなどの設置をしております。

また、民間との連携により設置した青年期を対象とした居場所といたしまして、ゆめタウン飯塚のゆめホールにおいて、大学等との連携により、「つなぐカフェ@飯塚」が運営されております。

そのほか様々な年齢層を対象とした居場所づくりの取組といたしましては、こども食堂の支援や学習支援などを通じて、居場所づくりを推進しているところでございます。

また、国が示しておりますこどもの居場所づくりに関する指針におきましては、先ほどご紹介いたしました市が独自に設置する施設以外にも、保育施設や小中学校などの教育機関などにつきましても含まれており、様々な形でこどもの居場所が提供されております。

○議長（江口 徹）

14番 石川華子議員。

○14番（石川華子）

こどもや若者の居場所として、市が提供されている場所についてのご答弁をいただきましたが、それぞれのこどもや若者の居場所についての現状と課題について、どのように認識されているのか、お尋ねします。

○議長（江口 徹）

こども未来部長。

○こども未来部長（林 利恵）

公共施設を活用した居場所づくりにつきましては、子育て支援センターや交流センターの活動を活性化して、利用者を増やしていく必要があると考えております。

また、学習スペースの運営につきましては、夏休み等に行われておりますボランティアによる学習支援などが展開されているところではございますが、現在、あいタウンにこども・若者プラザいづかを開設するための準備を行っておりますし、こども食堂の開設についても、団体を支援する仕組みの構築を進めており、若者の居場所を増やすための取組を推進していきたいと考えております。

○議長（江口 徹）

14番 石川華子議員。

○14番（石川華子）

昨日の同僚議員の質問にもございましたが、社会教育施設が休止や廃止されている状況があることが分かりました。学童期の児童を対象とした施設が少なくなっているのではないのでしょうか。

そこで、児童センターと児童館についてお尋ねいたします。飯塚市の条例では2つは同じ施設であって、「児童センター及び児童館（以下「児童センター等」という。）」と記載がありますが、今回の質問ではまとめて児童館といいます。

18歳未満のこどもの居場所として設置されている児童館については、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）いわゆる学童保育の活動場所として利用されていますが、学童保育の利用者が多いこともあって、学童保育に通う児童以外のこどもの利用がしにくい、もしくは利用できない状況にあると思います。

そういった状況の中、児童館の今後の在り方について伺いたいと思いますが、まず、運営の課題についてどのように認識されているのか、お尋ねします。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

本市にある児童センター・児童館は、いずれの施設も児童クラブの開設場所となっており、利用できる時間が重複していること、また、小学校の放課後からの時間帯は、児童クラブ利用児童が多数存在するため、児童館の利用希望者がゆっくりと過ごすことができる場所の確保が難しいことが課題と考えております。

一部の児童館では、児童クラブ利用者以外の小学生や中学生、高校生が来館して時間を過ごしておりますが、利用数としては非常に少ない状況でございます。

○議長（江口 徹）

14番 石川華子議員。

○14番（石川華子）

児童館は利用型施設であり、こどもたちが自分の意思で利用するところとなっていますが、現在の利用状況では選ばれる場所ではないと思われますが、その原因はどのように考えているのか、お尋ねします。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

児童館には児童厚生員を配置し、利用希望があった場合は受入れできる体制としておりますが、小学校児童の場合、児童クラブを利用する児童は、直接、児童館に行くことができますが、それ以外の児童は一度帰宅してから行くこととなるのがハードルとなっていると思われます。

また、中学生以上のこどもは部活動や習い事へ行っていることが多いこと、また、こどもは成長に伴って行動範囲が広がるため、友人同士で連れ立って趣味の活動や遊びなどに行くことが多くなり、児童館が居場所の選択肢となくなっているのではないかというふうに考えております。

○議長（江口 徹）

14番 石川華子議員。

○14番（石川華子）

それでは、今後の取組について伺います。こどもや若者の居場所づくりは、今後ますます重要になってくると思いますが、今後の取組についてどのような方策をお考えであるのか、お尋ねします。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

児童センターの利活用につきましては、令和6年12月に改正されたこども家庭庁の「児童館ガイドライン」において、これまでの児童館の役割に加え、こどもの居場所のコーディネート機能、児童クラブとは違うメリットや新たな役割を示されておりますが、本市の児童館の状況は、先ほど答弁いたしましたように課題がございます。

このガイドラインも参考にしつつ、児童館の利用促進の方策や在り方について検討を続けてまいりたいというふうに考えます。

○議長（江口 徹）

こども未来部長。

○こども未来部長（林 利恵）

こどもを対象とした居場所につきましては、こどもだけで通うことが可能な場所が好ましいと考えておりますが、本市の地理的状況を鑑みますと、代表する施設を準備するよりも、中学校区単位で設置している各地区交流センターを活用するほうが効果的であり、居場所を運営する団体についても、地域活動との連携が図れるといったメリットがあるのではないかと考えております。

一方で、主に中学生以上を対象とした居場所づくりの場合には、公共交通機関を利用して訪れることができる場所に若者の居場所を設置するということも有効であると考えておりますので、市民交流プラザの移転跡地を利用したこども・若者プラザいづかの設置に向けて準備を進めているところでございます。

市の財政状況も大変厳しい状況となっておりますので、まずは既存の公共施設を有効利活用しながら、こども・若者の居場所づくりを推進していきたいと考えております。

また、今年3月に飯塚市社会福祉協議会、NPO法人いるかと協定を締結し、取組を進めておりますこども食堂の支援におきまして、企業や個人から頂いた寄附金を原資としたこども食堂の運営費補助や、寄贈いただいた食材を倉庫に保管して流通させるネットワークづくりなどの取組も準備しており、地域に密着した団体が行っている活動とも連携しながら、こども・若者の居場所づくりを推進してまいりたいと考えております。

○議長（江口 徹）

14番 石川華子議員。

○14番（石川華子）

様々な居場所を推進していただきたいと思いますが、「子供・若者白書（令和4年版）」には、

居場所と思える場を複数持つことも・若者のほうが、自己肯定感・自己有用感などが高くなるという調査結果があり、冒頭でご紹介いただきました「こどもの居場所づくりに関する指針」では、「居場所を持てていることや、またその居場所が複数あることは、自己肯定感や将来への希望などの自己認識の前向きさに関係し、こどもの育ちにとって極めて重要である。また、こども・若者からのヒアリングでも意見があったように、居場所は変わりやすく、失われやすいものであることを踏まえれば、居場所を複数持てることが重要である。その際、地域全体を捉えながら、既存資源の把握やネットワーキング、利用ニーズの実態把握や、新たに居場所づくりをする人の支援、継続していくためのサポートなどを担うコーディネーターの役割が重要である。」と示されています。

また、児童館は、この指針に基づいて、こどもの居場所としてのさらなる機能強化が期待されていることを踏まえ、児童館ガイドラインが改正され、令和7年4月より運用することとなっています。

先ほどのご答弁で、「児童館が居場所の選択肢となくなっているのではないか」とのことですが、こどもの居場所になる場所がこどもや若者、保護者に知られていて、容易につながることができるのであれば選択肢になりません。一部の児童館では、児童クラブ（学童保育）利用者以外の利用があるようですが、多数の児童館が十分に機能していない中、児童館本来の目的や機能を果たした事業を行えないと考えます。

既存の施設を有効に活用しつつ、本来の目的や趣旨に沿っていて、こどもが権利の主体であることを実感でき、自由に来館できる包括的な児童館や居場所になる確実な運営をしていただきたいと思います。こどもの居場所を「ふやす」、「つなぐ」、よりよい居場所となるように「みがく」、「ふりかえる」。

社会の急激な変化の中で、こどもたちが育つ環境は一層厳しさを増します。事業や条例を見直す必要が生じれば迅速に対応していただき、既存の児童館はもとより今ある居場所のほか、これから設置されるこども・若者プラザいづかが、国のガイドラインや指針に基づいて運用され、全てのこどもたちに安全で安心な居場所であり続けるように事業を推進していただくことを要望して、この質問を終わります。

続きまして、「保育施設の入所について」質問いたします。保育施設の入所状況ですが、保育施設の入所は、保護者にとって希望するところに入所できるかどうか、とても不安であると伺っております。保護者の不安とその解消というところでお尋ねいたします。

初めに、近年の保育施設の入所状況についてお知らせください。

○議長（江口 徹）

こども未来部長。

○こども未来部長（林 利恵）

保育施設における過去3年の0歳児から5歳児の入所人数について、4月1日現在の状況で説明いたします。

令和5年度は定員3400人に対し入所3344人、令和6年度は定員3410人に対し入所3332人、令和7年度は定員3566人に対し入所3391人となっており、施設の定員数は入所申込数を上回っている状況でございます。

○議長（江口 徹）

14番 石川華子議員。

○14番（石川華子）

では次に、入所手続の流れについて、保育所の入所申込みは、幼稚園が11月頃に入園を決定するのに比べて、申込みから決定までの間に一定の時間を要します。

保育所の入所手続の流れについて、保育所の入所申込みの時期、入所決定の方法、入所決定が通知される時期をお知らせください。

○議長（江口 徹）

こども未来部長。

○こども未来部長（林 利恵）

4月入所の申込みにつきましては、継続児童は10月、新規児童は11月に受付を開始しております。新規申込みにつきましては、まず保護者が希望する保育施設を見学し、第1希望の保育施設に申込みと同時に就労証明などの必要書類を保育施設が取りまとめた上で、市に提出いただいております。

その後、市においては、就労時間や家庭状況などの項目を点数化し、点数の高い順に入所の決定をし、その結果につきましては、翌年の2月下旬に通知をしております。

○議長（江口 徹）

14番 石川華子議員。

○14番（石川華子）

2月下旬に通知ということですが、現状と課題についてお尋ねします。保育所の入所受付から入所決定の通知までの流れは分かりました。入所決定を少しでも早く知りたいと思う保護者は多くいると思います。入所決定の通知が届くまでの間、不安を自分の中に抱えてしまって頼れない方もいると思います。入所決定を少しでも早くお知らせすることによって、保護者の負担や不安を軽減でき、こどもの気持ちの安定にもつながると思いますが、その点について対応はできていますか。

○議長（江口 徹）

こども未来部長。

○こども未来部長（林 利恵）

例年、3月上旬頃に入所決定の通知を出しておりましたが、質問議員がおっしゃるとおり、保護者からもう少し早く通知が欲しいという要望が数多くあり、保育施設と協議をし、決定通知を早めるために、昨年度、令和6年度から申込時期を1か月前倒し、2月下旬の通知となったものでございます。

○議長（江口 徹）

14番 石川華子議員。

○14番（石川華子）

申込時期を前倒したことで、入所決定の通知が3月上旬だったものが2月下旬に届くように改善されていることで、保護者の要望を聞いていただいて、取り組んでいただいていることがよく分かりました。保護者も子どもと一緒に過ごせる貴重な時間を穏やかに過ごすための方法として、さらに通知を早めることはできないでしょうか。

○議長（江口 徹）

こども未来部長。

○こども未来部長（林 利恵）

入所決定の通知を以前より早く対応できたことで、保護者からの問合せもかなり減ってきております。

今後、入所申込みから入所決定の通知に至る事務処理を精査し、他の自治体の事例も参考にしながら、適切な時期に入所決定の通知が出せるよう研究してまいりたいと思います。

○議長（江口 徹）

14番 石川華子議員。

○14番（石川華子）

よろしくお願いします。

最後に要望を述べさせていただきます。入所決定までの流れをお尋ねしたところですが、第1希望に入所できることが決定された方、第2希望から第4希望までの調整を必要としない方へ

の通知は、2月下旬に郵送で届く入所決定の通知のみということになります。

1月から2月下旬まで調整の連絡がないようであるなら、第1希望にほぼ決定しているということを知ることができれば、不安に思われる保護者の方も少なくなるでしょうし、問合せも減少すると思います。市のウェブページの保育施設利用のご案内に、そのようなことを書き加えていただくとか、周知できるように対応していただくことを要望します。以上、質問を終わります。

○議長（江口 徹）

暫時休憩いたします。

午後 1時41分 休憩

午後 1時50分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。11番 川上直喜議員に発言を許します。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

日本共産党の川上直喜です。私は通告に従い、一般質問を行います。

第1は、総事業費816億円の「新しいごみ処理施設整備事業への飯塚市の対応について」です。私はふくおか県央環境広域施設組合と飯塚市役所の資料、議会での答弁から、2つの処理施設が正常に運転中であること、可燃ごみの実際の処理量は、処理能力の6割程度であること、この2点を明らかにしたチラシを作成いたしました。これです。

1点目はクリーンセンターについてであります。可燃ごみについて、まず性能を示してください。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

クリーンセンターでは、1炉で1日に90トン処理できる溶融炉が2炉ございまして、350日24時間稼働すれば、年間で約6万3千トン処理することが可能となっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

このチラシで記載しました私の試算と一致しています。

処理能力はそれとおりになんですけれども、運転を開始したのはいつですか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

クリーンセンターは平成10年4月に稼働を開始しており、稼働から約27年が経過しております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

2022年度まではどのように運転してきたのでしょうか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

令和4年度までは2炉を交互に稼働しながら処理を行っておりました。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

交互というのはどのように交互に。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

両方を一緒に稼働することではなく、1炉ごとに稼働しておりました。

周期については二、三か月ごとに交代で稼働しておりました。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

2年前、2023年度からはどうですか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

令和5年度より定期的な2炉運転を開始しております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

ごみ処理の実績はどうでしょうか。動向を伺います。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

2炉運転前の平成10年度から令和4年度までの25年間の平均では約2万7775トン进行处理しており、最小で平成23年度の2万4630トン、最大では平成29年度の3万3589トン进行处理しております。令和4年度の処理量2万7641トンと25年間の平均処理量を比較いたしますと、増減はありますが、ほぼ横ばいの状況でございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

平均はあまり意味がないんじゃないかと思うんですね。全体の動向としては横ばいということでもいいですか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

そのとおりでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

急に多いときがあったんですけども、大規模災害が発生したときの災害ごみの処理への対応をお願いします。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

発生した災害ごみは一時的に仮置場を設け、そこでごみの分別を行い、クリーンセンターで処理できるものはクリーンセンターで処理を行います。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この間、特に不都合はなかったわけですね。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

不都合はあっておりません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

定期点検はどのように行っていますか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

円滑な稼働を行うために、日常的な点検と併せて、おおむね年3回、定期的に1炉の稼働を停止し、定期整備を実施しております。また、2炉共有で使用する設備については、年1回、2週間ほどごみ処理に支障が出ないように、2炉の稼働を停止してメンテナンス作業を実施しております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この間、大規模な改修がありましたか。実績を伺います。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

平成27年度に電気・機械設備の大規模改修を実施しております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

現在は万全ということですね。

それで、3月議会における立憲民主党の代表質問に対する答弁の要点を聞かせてください。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

概要を申し上げますと、ごみ処理施設の施設更新や大規模改修工事を実施する時期の目安は20年から25年と言われております。クリーンセンターは稼働から約27年経過しており、このまま稼働を続ければ、設備の故障等によって長期間ごみの処理が行われなくなることが考えられ、このまま延命化の措置も行わず長期間稼働を続ければ、設備の故障等により、ごみ処理が行えなくなることも懸念されます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

「延命化の措置を行わなければ」という点についてです。クリーンセンターは老朽化調査をしたことがないとの説明がありました。それはなぜですか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

クリーンセンターの老朽化調査については、他の施設の老朽化調査はふくおか県央環境広域施設組合において行われておりまして、していない理由については分かりかねます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

必要がないからです。

「長期間稼働を続ければ」という点ですね、長期間とはどのくらいですか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

施設の更新や大規模改修を実施する期間を超えた期間と考えます。更新時期の目安は20年から25年と言われておりますので、それを超えての期間、10年とか20年とかになるんだと思いますけれど、それぐらいの期間だと思います。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

先ほどの答弁との関係でいえば、この「長期間稼働を続ければ」というのは、今後さらにという答弁になっているんですよ。だから、今後さらにどのくらい稼働を続けたらということなんですか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

先ほど申し上げましたように、10年、20年というスパンだと思います。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

設備の故障等によりということですね。

どういう設備がどんな故障を起こすと判断したんですか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

具体的にどういう施設・設備がというのはちょっと分かりかねますが、経年劣化によって整備が必要になってくるものと考えております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

経年劣化と故障は随分違うと思うんですけど。

ごみ処理が行えなくなることも懸念されるという答弁ですが、新しい処理施設ができるまでに故障したら、どういう対応を今準備しているんですか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

クリーンセンターの管理運営は現在ふくおか県央環境広域施設組合が行っておりますので、故障した場合などの対応については、ふくおか県央環境広域施設組合が行っていくものだと考えます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

聞いていただきたいんですけど、仮にクリーンセンターの1号炉が1年間ストップしてしまった場合、桂苑と合わせた処理能力は5万8千トン程度になるんです。ごみ処理量は昨年度5万7千トンで、しかも減少傾向にあるわけですから、単純にはいきませんが、今言いましたように、1号炉が仮に1年間止まったとしてもですね、飯塚・嘉麻・桂川の全体をカバーできる計算になるわけです。

ところで、3月議会、予算特別委員会でのクリーンセンターに関する私の質問にどう答えたか、覚えておられますか。

○議長（江口 徹）

暫時休憩いたします。

午後 2時02分 休憩

午後 2時08分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

予算特別委員会のやり取りの概要といたしましては、環境対策課長のほうが、「現在では炉のほうは正常には動いておりますけれども、老朽化が厳しい、クリーンセンターについてですけれども、老朽化が厳しいということを聞いております。一応施設組合のほうから今の現状という形で聞いております」ということをお答えしております。川上議員のほうから「老朽化調査もしていないのにそういう発言がなぜ出てくるんですか」という問いに対し、お答えとして「もう建設されてから25年くらいたっておりますので、施設としましては割と老朽化しているところでございます。調査のほうについては、委員が言われるとおり、精密な調査はしておりません」とお答えしております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

前段省略しますが、最初の答弁は、老朽化が激しいと聞いているというふうに答弁されたんです。誰から聞いたのかと言いたくなるじゃないですか。ふくおか県央から聞きましたというふうに言います。ふくおか県央は老朽化調査もしていないのに、よくそんなことを言うねと言ったんです。そうしたら、「いや割と老朽化しているところです」とトーンダウンしたわけですよ。間違いないですか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

そのとおりでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

重要な点は、正常に運転中だということなんです。で、老朽化テストをする必要がないということなんです。

そこで、桂苑の処理能力を把握していますか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

桂苑には1炉で1日16時間になりますけれども、37トン処理できる炉が2炉ございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

2炉体制で日量74トン、年間350日運転すれば、最大2万6千トンの処理能力という計算になりますけど、合っていますか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

そのとおりでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

ところで、皆さんが持っている物、桂苑の老朽化調査報告書には、日常の適切なメンテナンス等により、施設環境としては特に問題がないと記載があるんです。確認してください。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

老朽化調査報告書の維持管理、総合所見の維持管理の部分には、日常の適切なメンテナンス等により、施設環境としては特に問題はないと記載がございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

桂苑も正常に運転中だということなんです。だから、正常に運転中で、クリーンセンターはきちんと修理もしました。桂苑に問題ありませんというので、年間8万9千トンの処理能力を持ちながら、ということです。

2点目はごみ処理実績についてです。クリーンセンターの2023年度を示してください。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

令和5年度の処理量は約4万4360トンでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

それでは昨年度、2024年度はどうでしょうか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

令和6年度は約4万2811トンでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

それでは今年度、2025年度の見込みは分かりますか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

分かりかねます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

桂苑のこの間の処理実績は分かりますか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

桂苑の令和5年度の処理量は約1万4240トン、令和6年度は約1万3200トンでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

クリーンセンターと桂苑の処理実績の合計は2023年度6万トン、2024年度5万7千トン程度になります。確認してください。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

そのとおりでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

2つの施設の最大処理能力は年間8万9千トン、2024年度の処理実績は5万7千トン、稼働率64%です。クリーンセンター処理能力6万3千トンだけで、クリーンセンターと桂苑を合わせた2024年度処理実績5万7千トンを6千トン上回る状況です。間違いないですか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

計算されている350日稼働で計算いたしますと、そのようになると思います。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

先ほどは「クリーンセンターの1号炉を仮に1年間ストップした場合は」と言いましたけれども、桂苑が仮に2炉とも、1号機、2号機とも1年間ストップしたとしてもですね、計算上は、自区内処理の原則とがありますので、計算上はクリーンセンターだけで6万3千トンあるわけで

すよね。これも処理実績を大きく上回っているということです。間違いないですか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

計算上はそのようになります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

ところで、新しいごみ処理施設計画では、処理能力はどうなっていますか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

1炉110トンで、2炉が計画されております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

年間ではどうなりますか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

24時間稼働すれば、年間では7万7千トンの処理が可能となります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

ところで、温水プールと温浴施設の21億円の運営は誰が行うか決まりましたか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

本市としては把握しておりません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

桂川町の地元の行政区がふくおか県央環境広域施設組合に提出した要望書には、この施設建設は入っていないことが、施設組合議会での質問で明らかになっています。御承知ですか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

詳細な内容については把握しておりませんが、そういう質問があったことは承知しております。

○議長（江口 徹）

川上議員、だんだんずれていっていますので、市の事務の範囲内で。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

それは資料で、聞いただけじゃなくて資料で明らかになっているわけです。

で、新しいごみ処理施設計画については、ふくおか県央環境広域施設組合と宮若市外二町じん芥処理施設組合と共同処理を行う構想が飯塚市や施設組合において、現在、あるいは過去に検討されたことがありますか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

市としては、検討したことはございません。

○議長（江口 徹）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

組合において検討したことがあるというようなことは聞いてないですか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

承知しておりません。

○議長（江口 徹）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

２年前にそれぞれの組合と議会で同じ所に視察に行っていますね。確認したことがありますか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

承知しておりません。

○議長（江口 徹）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

昨年１２月、説明資料その１が配布されています。その２の計画を聞いていないか伺います。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

そういった話は聞いておりません。

○議長（江口 徹）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

住民説明会の開催について、桂川町議会の６月定例会の一般質問への答弁の中で、井上利一町長は桂川町の意見として言ったと認めました。武井市長に言ったということなんですよ。どういうやり取りがあったのか、武井市長にお尋ねします。

○議長（江口 徹）

武井市長。

○市長（武井政一）

新ごみ処理施設に関わる内容でございますので、私がここで答弁すべきではないと思いますので、答弁は差し控えさせていただきます。

○議長（江口 徹）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

施設組合議会は昨年１２月、住民説明会の開催を求める請願を全会一致で採択しました。住民の皆さんからも要望が続いているでしょう。飯塚市として要望したことがありますか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

本市からの要望はしておりません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

816億円の、聞いたことがない規模の事業なんです。決めたら住民の皆さんに説明しましょうと、いうわけにいかないでしょう。飯塚市長として速やかな開催を求めるべきではないんですか。これは市長に対する質問です。

○議長（江口 徹）

武井市長。

○市長（武井政一）

この件も先ほどと同様でございますけれども、同様の理由で答弁を差し控えさせていただきます。

○議長（江口 徹）

市長、ごめんなさい。この件は、飯塚市長として組合のほうへ求めるべきではないかという質問ですので、これについてはお答えください。武井市長。

○市長（武井政一）

現時点で、市長として求めるということは考えておりません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

だったら、施設組合の議会が全会一致ですから、施設組合の議員が頑張らなきゃいけないということになりますね。

第2は、「筑穂元吉の土砂埋立について」です。1点目は知事命令（野見山産業）についてです。まず措置命令と復旧命令の概要を示してください。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

概要についてでございますが、措置命令の講ずるべき内容として、災害を防ぐための必要な措置として防災対策工事を取ることでございまして、履行期限は令和4年9月30日となっております。

復旧計画につきましては、令和4年9月6日付で事業者が県に対して復旧計画書を提出しており、計画の工程として完了日を令和5年6月30日までとしており、県もその工期について承認したものでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

復旧計画は事業者が作るんですけど、これに福岡県がどういう指導、関与をしたのか、分かりますか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

把握しておりません。

○議長（江口 徹）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

手取り足取り指導したんですよ。それで、共同作業としてこの復旧計画ができています。でも今どういう状況かというと、履行状況を聞きましょう。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

嘉穂区側の工事については完了しており、浦田側ののり面成形などは実施されておりますが、浦田側ののり面の一部が崩れた状況でございます。先日の降雨による影響と思われますが、県の指導により、６月１１日時点でその補修作業は行われておることを確認しております。

○議長（江口 徹）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

それは飯塚市として現地を見て、その答弁なんですか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

現地確認いたしました。

○議長（江口 徹）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

私が確認した姿とは違うようですね。

それで、水路設置の状況はどんなふうになっていますか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

縦排水については、一部のみが残っている状況であり、その後の進捗はあっておりません。

○議長（江口 徹）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

１．１％といったもの——、縦排水が残っているというのはどういう意味ですか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

縦排水については、一部を残して崩れている状況でございます。

○議長（江口 徹）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

一部残っていますか。

のり面保護についてはどうでしょうか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

のり面につきましては、浦田側ののり面が一部崩れた状況ございまして、応急的に補修作業は実施されておりますが、最終的なのり面成形は必要ではないかと考えますので、県の技術基準

等に基づいて、事業者への指導が県よりなされるものと理解しております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

遠くから見ただけでも分かるんですけど、日鉄メガソーラーがありますね、隣接して。その方面ものり面崩壊しているんじゃないですか。確認していますか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

日鉄方面ののり面についてでございますが、一部土が流れ出ている部分がありましたので、事業者を確認したところ、日鉄には既に連絡を入れており、協議はされているということでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

誰と話をしているんですか、相手は。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

土砂埋立ての事業者でございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

それは誰のことですか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

同じ答弁になりますが、土砂埋立ての事業者でございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

中尾建設なんですか。それとも野見山産業なんですか。それとも、その仕事を請け負っている業者のことなんですか。どれですか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

今、議員がおっしゃられました野見山産業株式会社でございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員に申し上げておきます。個別業者に関する発言につきましては、企業活動への影響等にも十分配慮の上、質問していただきますようお願いいたします。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

野見山産業という点でいえば、それは土砂埋立てのほうの事業者としての野見山産業なのか、中尾建設の開発区域の請負業者としての野見山産業なのか、どちらなんですか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

土砂埋立ての関連で野見山産業株式会社でございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

無許可区域から引き上げて積み上げている2万立方メートルとも言われる土砂撤去の状況はどうですか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

埋立て事業地からの土砂搬出は、少しずつではございますが、進んでいる状況でございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

少しずつ撤去させていると言うんだけど、なぜ大きくなっているんですか、山が。

○議長（江口 徹）

暫時休憩いたします。

午後 2時31分 休憩

午後 2時40分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

先ほど言われている部分につきましては、開発区域との境界の部分についてと思われますけれども、その部分については、境界を明確にするように県とともに指導しております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

隣から土砂が持ち込まれるから膨れるという答弁ですか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

そういったことではなく、先ほどの答弁のとおりでございます。

○議長（江口 徹）

でもはっきりしても、量が増えるのは分からないので、なぜ増えているのかということでしょう。市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

境界がはっきりしておりませんので分かりかねます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

武井市長は土砂が空から降ってくるのを見たことがありますか。

○議長（江口 徹）

武井市長。

○市長（武井政一）

見たことはございません。

○議長（江口 徹）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

質問にきちんと答えてもらわなければ、質問にならないじゃないですか。なぜ大きくなるんですか。隣の開発区域から持ち込むからでしょう。押し込むからでしょう。

それで、これは土砂搬入中止命令違反ですよ。福岡県の規定にある中止命令違反の看板設置とは、標識設置とはどういうものか、お尋ねします。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

県条例に基づく許可違反のため、事業地内に土砂搬入禁止の標識が設置されていることは確認いたしております。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

県の土砂埋立て等を行うための手続の流れとして、許可地、許可を行った後、不適切な処理があった場合には行政指導を行い、その後、防災のための停止または措置命令がございます。それに違反した場合は、命令違反の旨の標識設置を行うこととなっております。

（発言する者あり）

それでも従わない場合は拘禁刑、罰金となっております。

○議長（江口 徹）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

いまだに設置されていないんですよ。毎日毎日違反状態があるのに。

福岡県はこの命令違反の標識設置をするかないか、判断したことがあるんですか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

確認したことはございません。

○議長（江口 徹）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

福岡県知事は、自分がつくっているルールに基づく仕事をしていないと思うんです。そうであれば、飯塚市が仕事してくださいというふうに要求したらおかしいかと思うんですけど、どうですか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

今申し上げましたとおり、確認したことはございませんが、福岡県は早急に土砂を撤去して境界をはっきりさせるよう指導しており、本市といたしましても、県と同様に、境界をはっきりするよう事業者にも申入れをしております。

○議長（江口 徹）

言われたのは、県のほうにきちんとやってくださいと言うべきではないかということなんです。市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

市といたしましては、県とともに指導をしてまいります。

○議長（江口 徹）

県に対して、きちんとやってくださいというのを言うべきではないのかということですよね、川上議員。それを、言っているんだっただけなら言っている、言っていないんだっただけなら言っていない。全然そういう考えがないんだっただけならそういう考えはない、でいいんだけど。どうなんですか。市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

設置等につきましては県の事業でございますので、飯塚市がお話できるところはないかと思いますが、それ以外のものにつきましても、先ほども申し上げましたように、飯塚市といたしましては、県と情報共有をして指導を続けてまいります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

なぜ境界を明らかに、明確にせよと福岡県が言うかということ、境界がある所がうずたかく山になっているからですよ。境界を明確にしろという要求を指導しているというオブラートに包んで言っているけど、それは、土砂を押し込んで山にしている。これは知事命令違反だということなんですよ。だったら、福岡県は自分のルールに基づいて、命令違反の標識設置をすればいいじゃないですか。しない。しないなら、誰かがせよと言って、するかしないかの判断を求めないといけません。誰がするんですか。飯塚市長がしないで誰がするんですか。

そこでちょっとお尋ねしますが、あそこで重機3台、ユンボが3台で、下から上へ、上からさらに上へと、連係プレーで土砂を積み上げているのを見たことあるでしょう。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

現地で確認しております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

これは、今言った土砂搬入中止命令違反を、このようにやっているのをあなた方は確認しているということなんですよ。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

その重機の件につきましては、開発区域との境界の部分について行われているものと考えております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

その土砂がいつの間にか隣に行って大きくなっていくわけでしょう。夜は仕事してないですよ。あなたたちの目の前で行われているんですよ。

2点目は、開発区域（中尾建設）についてです。事業計画を再確認したいと思います。事業者

の変更はありませんか。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

まず、質問議員が言われている事業計画につきましては、開発区域の場所ですけども、飯塚市筑穂元吉872番地33、開発区域の面積は8253.3平米。予定建築物の用途は地域密着型通所介護施設（デイケア施設）というふうになっております。

質問議員の質問につきましては、事業者の変更につきましては、変更はございません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

それでは、工事の請負業者、変更ありませんか。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

請負業者といいますか、開発許可書に書かれている、工事施工者というふうに考えていますけど、そこについても変更はございません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

それはどこでしたか。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

野見山産業株式会社となっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

では、隣とこちらと両方、野見山産業が仕事しているわけですか。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

どちらともかというのは、ちょっと私のほうは把握できませんけども、開発区域の工事施工業者は野見山産業というふうなことでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

大体ここは何のための用地造成なんですか。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

先ほどの答弁と重なりますけども、予定建築物は地域密着型通所介護施設の建築に伴う造成工事の都市計画法に関わる開発許可の事業だというふうに考えております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○ 1 1 番（川上直喜）

用地造成工事の期限は事実上定めがない。土砂は計画高 7 メートルを大きく超えて巨大なドーム状になっている。ボタ山状と言ってもいいけど。ここに土砂を搬入できるルール、どういうルールがあるのか教えてください。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

都市計画法に係る開発許可というのは、盛土、のり面、転圧、構造物等の基準に基づいた造成に対する県の許可となります。開発行為はあくまでも、民間開発の事業活動というふうな流れになりますので、事業が完了すれば、事業者から提出される完成図面にに基づき、許可権者である福岡県が完了検査を行うこととなっております。ですので、その事業計画の中で、造成行為の途中であるというふうに認識しております。

○議長（江口 徹）

1 1 番 川上直喜議員。

○ 1 1 番（川上直喜）

5 月 2 1 日、博多湾アイランドシティにおける国土交通省九州地方整備局発注の公共工事現場の建設発生土が、大量に繰り返し搬入されていることが確認されました。どんな仕組みなのか、市役所として調べましたか。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

その分については確認しておりません。

○議長（江口 徹）

1 1 番 川上直喜議員。

○ 1 1 番（川上直喜）

私は 5 月 2 7 日、九州地方整備局に行って事情を聞きました。中尾建設の開発区域への土砂搬入の手续に必要な資料として、元請の安藤・間が提出した開発許可証（変更）には日付がなく、許可権者の福岡県の受理印もありませんでした。事情を調べましたか。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

今、質問議員の質問を伺うと、福岡県の受付がないというところですので、この届けの内容は工事完了予定年月日の変更であると。で、事業者が行う変更届の手續の過程で、本市の受付後、福岡県への提出前にコピーされたものではないかというふうに考えております。

○議長（江口 徹）

1 1 番 川上直喜議員。

○ 1 1 番（川上直喜）

九州地方整備局はそういう物を手にしてどういう気分だったんでしょうか。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

今のご質問についてはちょっと分かりかねます。

○議長（江口 徹）

1 1 番 川上直喜議員。

○ 1 1 番（川上直喜）

九州地方整備局からは、今言った5月27日に行ったときに、土砂搬入は中止したとの説明がありました。どういう事情か、市役所として確認できたでしょうか。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

先ほどの答弁というか、開発の考え方と重なりますけども、事業の確認はしておりません。公共事業というか、九州地方整備局の公共事業の中で、土砂搬入を中止されたというふうな問いですけども、その部分については、市役所としては、確認はしておりません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

九州地方整備局は、こう言ったんですよ。開発区域に適正な土砂を持ち込むのはルールどおりですと。しかし、今回は知事命令がかかった所に土砂が入って行って、一体化していると。巨大なドームとは言いませんでしたけど。ですから止めたと言うんですよ。それ、確認しませんか、飯塚市として。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

今の九地整の考え方というのが、そういうふうな認識だとは思いますが、あくまでも都市計画法に係る開発行為ですので、造成途中の過程であるというふうに考えております。ですので、改めて確認は考えておりません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

答弁をはぐらかすね。この際、福岡県に要望書を出してもらいたいんですよ。文書を出して、文書で回答を求める。1番は越境土砂対策を履行期限を設けて文書で指導すること。2番として、開発区域への土砂搬入停止の措置を取ること。3番として、命令違反の標識を設置すること。この申入れをしてもらえませんか、市長として。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

こちらの開発行為の観点から申し上げますと、いわゆる事業計画、事業活動の中での開発行為というふうになります。許可権者は福岡県になります。その部分につきましては、あくまでも造成途中の行為ですので、市のほうからの申入れというふうなことは考えておりませんが、先ほどの土砂中止命令のご意見等もございますので、関係部署と調整しながら、福岡県の許可権者と調整しながら、情報共有を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

繰り返しの答弁になりますけれども、土砂埋立て事業につきましては、福岡県土砂埋立て等による災害の発生の防止に関する条例に基づいての許可権者である福岡県と情報共有を図りながら、事業者には指導を続けてまいります。

要望書の提出ということでございますが、今後も引き続き県と協力して指導してまいります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○ 1 1 番（川上直喜）

武井市長、そうしたら、このありさまなんだけど、国の機関に要望書を出してもらいたいです。文書で出して、文書で回答を求める。内容は2点です。メモを取らなくて大丈夫ですか。国が発注する公共工事による建設発生土の開発区域への搬入を停止する措置を取ること。2として、国の指名業者の工事による建設発生土を搬入しないよう、ゼネコンに依頼すること。答弁を求めます。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

今の質問議員がおっしゃられています国が発注する公共工事に対して、建設発生土の開発区域への搬入の停止を求めること。国の指名業者の公共工事による建設発生土を搬入しないことを求めること。開発区域の部分につきましては、先ほどの答弁とつながりますけども、あくまでも都市計画法による開発行為、事業者による事業活動の中での造成行為というふうになっております。その分について、他の公共事業のその分について、要望というふうな部分については考えてはおりません。

○議長（江口 徹）

1 1 番 川上直喜議員。

○ 1 1 番（川上直喜）

第3と第4を入れ替えさせてください。

第4は、「大将陣公園横の産廃焼却施設計画について」です。1点目は、「由々しい事態」の認識についてです。影響を受けると考えられる地域の自然環境、生活環境の状況を伺います。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

令和5年9月議会において質問議員が言われました自治会で申し上げますと、本市の都市計画マスタープランでは、「やすらぎ居住ゾーン」として位置づけされており、既に宅地化され、生活利便性も比較的高く、住宅地などの都市的土地利用と農地、集落地などの自然的土地利用が共存する区域となっております。

なお、令和7年5月末現在での人口は6569人、世帯数は3008世帯となっております。また、調べた範囲になりますけれども、病院数は15施設、小中一貫校穂波東校に通われている生徒数は全体で944人。当該地域の保育所・保育園に通われている児童数は245人。公園数はおおむね18か所となっております。

○議長（江口 徹）

1 1 番 川上直喜議員。

○ 1 1 番（川上直喜）

昨年12月定例会の市議会決議、今年1月提出の自治会連合会穂波支部の要望書にもその点の記載があるわけですね。県条例手続に関する環境調査書の提出の状況を伺います。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

県のほうには定期的に確認しておりますけれども、今のところ、環境調査書の提出はあっておりません。

○議長（江口 徹）

1 1 番 川上直喜議員。

○ 1 1 番（川上直喜）

最終確認はいつしましたか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

本年５月２８日でございます。

○議長（江口 徹）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

武井さん、何を読んでいるんですか。（発言する者あり）

○議長（江口 徹）

川上議員、どうぞ質問を。（発言する者あり）

暫時休憩いたします。

午後 ３時０６分 休憩

午後 ３時０６分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

この事業には４５億円を投資するとの記述のある資料があることを紹介したことがあります。
この間に事業計画に変更がないか、確認していますか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

４５億円投資等の点について確認したことはございません。

計画変更については確認したことはございません。

○議長（江口 徹）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

ここで処理する産廃の種類を確認していますか。であれば答弁してください。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

調査計画書において確認しております。内容につきましては、産廃物の種類については、汚泥、
廃油、廃プラスチック類、その他の産業廃棄物となっております。

○議長（江口 徹）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

それは何を見て答弁しているんですか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

調査計画書でございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

省略しましたか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

すみません、不足しておりました。計画書の中の当該施設において処理する産業廃棄物の種類として記載されておりますのは、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、紙くず、木くず、繊維くず、動物系固形不要物、動植物性残さ、動物のふん尿、動物の死体、感染性廃棄物となっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この事業者との福岡県の協議記録には、用途について、廃棄物処理場、感染性医療廃棄物、産業廃棄物、一般廃棄物と書いています。3つに絞られているわけです。この間提供した資料で確認していますか。

○議長（江口 徹）

暫時休憩いたします。

午後 3時10分 休憩

午後 3時19分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

先ほど議員がおっしゃられました内容については確認しております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

ところで、「乾溜ガス化燃焼方式焼却炉」とはどういうものか、把握していますか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

「乾溜ガス化燃焼方式」とは、乾溜ガス化炉の中に廃棄物を一括投入し、外気と触れさせずに加熱、つまり、蒸し焼きにすることで有機物から可燃性のガスが発生し、そのガスを燃焼させる方式となっております。また、この方式はダイオキシン類の抑制に極めて有効で、環境に優しいエコロジーシステムということでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

それはどこの情報ですか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

インターネットで取得した情報でございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

情報は分かりましたけど、要するに、事業者側の情報を今、議場に流してくれたわけでしょう。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

「乾溜ガス化燃焼方式」という言葉で検索して調べたところでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

出所不明の情報を答弁に使ったということですか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

そちらについては、先ほども申し上げましたとおり、乾溜ガス化燃焼方式について検索したもので、それによって得た情報でございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

前年12月提出の調査計画書で、調査を省略する項目及びその理由の欄で、水質についてはどういう取扱いになっていますか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

施設排水の日常的な排水はないと記載されております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

県の資料によれば、令和5年6月12日に事業者と県が協議しているんですけど、その協議部分のうち、調査の進捗状況について4点あるので紹介してください。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

調査の進捗状況についてでございますが、4点ございまして、まず1点目が、措置予定場所に進入路を整備し、土質及び地下水の調査を行っているところである。

2つ目として、基礎工事の工法を決定するために土質調査を行っており、ボタが確認されたため、地盤改良が必要になる見込みである。坑道の存在は確認されていない。

3つ目が、冷却水等として1日当たり400立方メートルの地下水を使用するため、地下水量や流向を調査している。

4つ目が、10月末には生活環境影響調査書の素案を提出したいと、令和5年6月に協議されております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

毎日400トンの水というのは、ドラム缶にしたらどれぐらいになりますか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

1千本でございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

水質調査のときは、水は使わないから出ませんと言いながら、今言ったようなことでしょう。この矛盾は勘違いですか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

その点については分かりかねます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

同じくその資料において、県から事業者に対する指摘、質問というのがあるんですよ。そこを紹介してもらえますか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

県からの指摘についての部分ですけれども、3点ございまして、調査計画届では処理能力が95トン——（発言する者あり）

すみません。まず1点目でございますが、調査計画届では、調査能力が1日当たり95トンに設定されているが、処理能力計算に不備等があり、1日当たり96トンを超えるとダイオキシン類の基準が厳しくなる。処理能力計算は、設置許可申請の際には専門家も目を通すことから、パラメーター等はメーカーの過去の実績等も踏まえ、余裕を持った値とすることが望ましいということで、県がそう指摘し、業者の回答としては承知したとなっております。

2点目ですが、風向風速データは約5キロメートル離れた飯塚地区消防本部片島分署のデータを採用していることや、設置予定場所のすぐ西側に大将陣山があることから、条例の住民説明会や設置許可の専門家意見徴取等において予測結果の信憑性を問われるおそれがあるため、納得の得られる説明ができるようにしておくこと。それに対して、事業者は、納得の得られる説明をできると考えていると答えております。

3点目ですが、環境調査書には、廃棄物の保管場所を記載することになっているが、保管場所を野外に設置する場合、降雨による焼却への影響はないのかという県からの質問に対して、燃焼温度に影響する。保管場所は検討中であると事業者が答えております。

4点目ですが、コロナが5類になったことや、筑紫野市の焼却施設が設置可能となったことから、感染性廃棄物の受入量や単価の見直しは予定していないのかとの質問に対して、事業者は、今のところ見直しは予定しておらず、感染性廃棄物は1日当たり40トンの処理を見込んでいると答えております。

5点目として、乾溜ガス化炉を選定した理由は、という質問に対して、事業者は、受け入れる廃棄物の性状を絞り、廃棄物をガス化することで、自燃が進み、既存の焼却施設に比べて燃料の使用量が少なく、CO2の排出量を削減できる点を評価していると答えております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

ところで、建築基準法第51条の許可申請とはどういうものですか。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

建築基準法第51条の許可申請ということですけど、まず建築基準法第51条の条文についてご説明します。「都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。」と定めがあります。その中での申請というふうに考えております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

予定地は桂川町ですがけれども、福岡県は隣接の飯塚市にも意見照会をすることになりますと言っています。ありましたか。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

第51条のことにつきまして、令和6年7月3日に福岡県から飯塚市に対して業者から福岡県に建築基準法第51条による許可の申請があった場合には、飯塚市に対して意見聴取を行うとの連絡はあっております。ただ、協議はあっておりません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この事業者は九州環境管理協会とともに6月3日、飯塚県土整備事務所において協議の予定であるということがこのほど分かりました。状況は何か分かっていますか。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

県土整備事務所ということですので、恐らく第51条の許可のことについてだと思います。飯塚市のほうには先ほど私が答弁した内容で連絡と、協議は行っておりませんが、福岡県とこの事業者との内容についてはちょっと分かりかねます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

施主は福岡金属興業、焼却炉はキンセイ産業とのことですが、造成はどこが行うのですか。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

この造成の分につきましては、今、許可証自体の申請が出ているかどうか分かりかねますけれども、その中に記載があればそうでしょうけれども、今のところ造成事業者については分かりかねま

す。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

福岡県の資料には三井住友建設と記載があります。建築はどこが担当するか分かりますか。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

造成と同様に建築事業者についても、現時点では分かりかねます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

あなたに先日渡した県の資料に大和ハウス工業と記載があります。確認していませんか。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

質問議員からの資料というか、その分につきましては、桂川町の、建築基準法上の第51条の許可の協議概要というふうな資料、伺っていますけども、そこについては、記載はありますけども、現実的にどうなっているかというところまでは、我々のほうでははっきりとは分かりかねます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

2点目は桂川町との連携についてです。この間の状況を伺います。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

桂川町とは電話連絡や担当部署と直接お会いするなどして、福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例の進捗状況等について、情報共有を図っております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

計画地内を斜めに横断する桂川町が管理する水路について、事業者の付け替えの要望に関する情報はその後どうなっていますか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

事業地内の一部に桂川町の水路が存在しているということは承知しております。桂川町に確認したところ、現在、桂川町用水路の管理に関する条例の内容について、事業者と協議しているということでございました。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

土地計画はこの水路の付け替えが前提でないと進められないのではないのでしょうか。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

今、質問議員は都市計画というところを質問されましたので、この第51条の世界の中では、都市計画審議会に諮られるものだと考えております。その中で水路の付け替えが条件になるのかどうかというところは、現時点では当市としては分かりかねますので、ちょっとお答えできません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

土地計画が進められなければ、焼却炉の位置が定まらないのではないですか。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

質問議員がおっしゃられるとおり、建築基準法第51条の条文の中には、その施設を建てる際には、都市計画法上の都市計画決定が必要になってきます。その都市施設を都市計画審議会の中で決定されないと、建築確認が下りないというふうに認識しております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

焼却炉の位置が定まらなければ、排出ガスの環境への影響は評価できないのではないかと思いますけど、見解を求めます。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

環境影響調査の評価方法については、内容はこちらのほうでは分かりかねます。

（発言する者あり）

○議長（江口 徹）

川上議員、どうぞ質問でお願いいたします。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

井上利一桂川町長は6月定例会での一般質問への答弁の中で、桂川町長として福岡県には正式に中止を申し入れたということを明らかにしました。確認していますか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

そのような発言があったことは確認しております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

自治会連合会穂波支部の要望書に基づいて、武井市長は今度こそ、県に対して中止の申出や要望をするべきだと思うが、答弁を求めます。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

事業計画地は桂川町内ではございますが、本市といたしましても、引き続き関係機関との情報共有を図るとともに、福岡県に対してしっかりと意見を述べてまいりたいと考えております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

しっかり申入れをしてください。お願いします。終わります。

○議長（江口 徹）

本日は議事の都合により、一般質問をこれにて打ち切り、明6月19日に一般質問をいたしたいと思いますので、ご了承願います。

以上をもちまして、本日の議事日程を終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後 3時39分 散会

◎ 出席及び欠席議員

(出席議員 26名)

1 番	江 口 徹	1 5 番	永 末 雄 大
2 番	兼 本 芳 雄	1 6 番	土 居 幸 則
3 番	深 町 善 文	1 7 番	吉 松 信 之
4 番	赤 尾 嘉 則	1 8 番	吉 田 健 一
5 番	光 根 正 宣	1 9 番	田 中 博 文
6 番	奥 山 亮 一	2 0 番	鯉 川 信 二
7 番	藤 間 隆 太	2 1 番	城 丸 秀 高
8 番	藤 堂 彰	2 2 番	秀 村 長 利
9 番	佐 藤 清 和	2 3 番	小 幡 俊 之
1 0 番	田 中 武 春	2 4 番	金 子 加 代
1 1 番	川 上 直 喜	2 6 番	瀬 戸 元
1 3 番	田 中 裕 二	2 7 番	坂 平 末 雄
1 4 番	石 川 華 子	2 8 番	道 祖 満

(欠席議員 0名)

◎ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 兼 丸 義 経

議会事務局次長 上 野 恭 裕

議事総務係長 安 藤 良

書 記 伊 藤 裕 美

議事調査係長 潤 上 憲 隆

書 記 宮 山 哲 明

書 記 奥 雄 介

◎ 説明のため出席した者

市 長 武 井 政 一

副 市 長 久 世 賢 治

副 市 長 藤 江 美 奈

教 育 長 桑 原 昭 佳

企 業 管 理 者 石 田 慎 二

総 務 部 長 許 斐 博 史

行政経営部長 福 田 憲 一

市民協働部長 小 川 敬 一

市民環境部長 長 尾 恵美子

経 済 部 長 小 西 由 孝

こども未来部長 林 利 恵

福 祉 部 長 東 剛 史

都市建設部長 大 井 慎 二

教 育 部 長 山 田 哲 史

企 業 局 次 長 今 仁 康

